

履修案内

令和7年度入学生用

**鳥取大学大学院
持続性社会創生科学研究科
農学専攻**

目 次

大学院持続性社会創生科学研究科について

1. 大学院持続性社会創生科学研究科の概要	1
2. 教育方針	3
3. 持続性社会創生科学研究科農学専攻修士論文の審査基準（ガイドライン）	5

基本事項

1. 学年と学期	7
2. 単位制	7
3. 授業	8
4. 試験	10
5. 成績評価に対する疑義申立て	10
6. 教育職員免許状	11
7. 留学制度	11
8. ハラスメント防止及び学生相談	11
9. 気象警報発令時の授業等	12
10. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の 取扱いについて	13
11. 学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の 取扱いについて	14

履修の手引き

1. 修了（学位取得）要件	15
2. 履修の内容	15
3. 早期修了制度	16
4. 長期履修制度	16
5. 留学生のための特別プログラム	16
6. 教育課程表	17

教員一覧

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧	23
---------------------	----

規則集

1. 鳥取大学大学院学則	31
2. 鳥取大学学位規則	42
3. 鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	44
4. 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項	49

5. 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の実施要項	51
6. 鳥取大学における成績等の評価及びGPA制度に関する要項	53
7. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則	56
8. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科学生交流実施細則	59
9. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科科目等履修生、聴講生及び研究生規程	61
10. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における 鳥取大学地域戦略プログラム実施要項	62
11. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻履修規程	63
12. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻単位認定及び試験に関する規程	65
13. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻の 学位論文審査及び最終試験に関する取扱規程	66
14. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における早期修了にかかる取扱規程	68
15. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻 教育職員免許状関係授業科目履修規程	69
16. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における 研究科共通科目の成績評価に関する申合せ	71
17. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における 専門科目の成績評価に関する規程	73

建物配置図

鳥取大学鳥取地区キャンパスマップ	75
共通教育棟平面図	76
農学部建物配置図	77
地域学部建物配置図	87
乾燥地研究センター建物配置図	92

大学院持続性社会 創生科学研究科 について

1. 大学院持続性社会創生科学研究科の概要

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科では、専門分野における高度な知識・技術と実践的能力に加え、本学の強み・特色を活かし、地球規模の課題と地域の課題を対象に持続性社会創生に関わる専門分野を超えた幅広い知識に基づく俯瞰的な思考力を身につけ、国内外の社会の様々な場において、持続性社会創生に向けてのイノベーション創出に貢献できる高度専門職業人を養成します。

本研究科は博士前期課程として、次の4専攻を置く。

- 地域学専攻
 - ・地域創生コース
 - ・人間形成コース
- 工学専攻
 - ・機械宇宙工学コース
 - ・情報エレクトロニクスコース
 - ・化学バイオコース
 - ・社会システム土木コース
- 農学専攻
 - ・里地里山環境管理学コース
 - ・植物菌類生産科学コース
 - ・農芸化学コース
- 国際乾燥地科学専攻
 - ・一般コース
 - ・特別コース

【地域学専攻】

人口減少・高齢化社会、グローバル化時代に向けた持続的な社会の創生に当たっては、地域の人々の生活、文化、教育等の社会の仕組みづくりに関わり、対応できる知識と能力をもった人材が求められています。

地域学専攻は、このような社会のニーズに対応するべく、地域の諸課題を科学的・学際的かつ実践的に探求することを通じて、地域を総合的に把握する能力や高度で専門的な知識・技術を修得し、住民参加による活気あふれる地域、人々が生涯にわたり生き生きと学習し成長できる地域、歴史的に形成されてきた文化や環境を大切にする個性豊かな地域の創造を担う人材を養成します。また、専門を超えた教員からも指導を受けることができる教育体制をとっています。

【工学専攻】

工学専攻は、社会が求める「伝統的工学に関する高度な知識・技術に加え、多様化するニーズに対応できる異分野技術を融合利用する素養を備えた人材」に対応すべく、他分野との連携を積極的に推進できるように、工学系の「先端ものづくり技術」、「高度情報社会技術」、「高度な化学バイオ技術」、「生存基盤を支える社会技術」を体系的かつ高度な専門性が修学できるように分野毎に区分された教育課程を設けています。また、専門を超えた教員からも指導を受けることができる教育体制をとっています。

【農学専攻】

現在の農学は、作物の生産だけでなく加工から流通に至るまで総合的に関わる6次産業農業、有用な生物資源を見つけて創薬などに結びつけるバイオテクノロジー、生命の生存基盤である自然環境の保護や資源の再生、農林業による地方創生など、対象とする分野が多岐にわたってきています。このような諸問題に、幅広い知識・技術を活用し総合的に対応できる人材が求められています。

農学専攻は、このような社会のニーズに対応すべく、生物資源の取り扱いに関する正しい知識と倫理観を備え、先進的な生物生産技術、バイオテクノロジーや環境保全・修復技術、経済的・経営的分析に関する知識と技術を修得し、問題点を多角的に捉える学際性をもって地域と地球の持続的な発展に貢献する人材を養成します。また、専門を超えた教員からも指導を受けることができる教育体制をとっています。

【国際乾燥地科学専攻】

森林の消滅と砂漠化の進行が世界の大きな問題となっており、その解決には砂漠化防止の他に、農業や工業開発、生活環境の改善など幅広い対策が求められています。

国際乾燥地科学専攻は、このような世界的ニーズに対応すべく、乾燥地における農業、環境保全に関する知識・技術、併せて多様な文化や住民の生活の質に関わる乾燥地の住民の人間開発分野を取り込み、乾燥地の農業・環境保全から地域開発までの教育研究体制のもとで、地球規模で生じている自然及び人類的課題の解決策をグローバルな視点によって導き出し、自然と調和する循環型社会の創生のために国際的に活動できる人材を養成します。また、当該分野の世界のトップサイエンティスト（招聘教授）による先端研究の講義を取り入れるとともに、英語のみで履修する特別コースを設け、留学生へ対応しています。

2. 教育方針

【修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程では、本研究科の教育目的を踏まえ、学生が本研究科の定める科目を履修し、所定の単位を修得して論文等審査及び試験に合格し、次の能力を身につけたときに学位（修士）を授与します。

1. 持続性社会の創生に資する広い視野と深い学識を有し、問題の発見と解決に繋がる研究遂行能力または高度な専門性が求められる職業に従事する能力を有している。
2. 高い倫理観を有し、地域学、工学、農学または国際乾燥地科学の発展に貢献する能力を有している。
3. 持続性社会を創生するための問題に関連する情報を集約し、それぞれの専門性を生かし、他分野とも連携できるコミュニケーション力を有し、実践的でグローバルに社会で活躍できる能力を有している。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻では、本専攻の教育目的を踏まえ、学生が本専攻の定める所定の単位を修得して、修士論文審査及び試験に合格し、次の能力を身につけたときに修士（農学）を授与します。

1. 先進的な生物生産技術、バイオテクノロジー、生物資源の発掘・活用、環境保全・修復技術および経済的・経営的分析に関する広い視野と、専門領域における深い学識を有するとともに、問題の発見と解決に繋がる研究を遂行する能力または高度な専門性が求められる職業に従事する能力を有している。
2. 農産物の持続的生産や環境の保全・修復・持続的利用を通じて持続性社会の構築に貢献できる能力を有している。
3. 高い倫理観にもとづいて、農林業分野のさまざまな問題に関連する情報を集約し、研究成果を社会に発信するコミュニケーション力を有している。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程では、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるよう、次に掲げる方針のもと、本研究科において体系的な教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程・教育内容

- ・深い学識を身につけるための展開科目と基幹科目からなる専門科目、広く俯瞰的視野を獲得するための基盤科目と超領域科目からなる研究科共通科目を設け、体系的な教育課程を編成します。
- ・専門に関わる実践的能力を養うため、実践的演習・実習科目や研究指導に関わる科目を配置します。
- ・研究遂行に必要な高い倫理観を養うため、必修科目として研究者倫理に関わる科目を設けます。

2. 教育方法

- ・ 高度なコミュニケーション力を育成するため、専門分野を異にする学生が交流できる機会を提供します。
- ・ 課題の発見・解析・解決・説明の総合能力を向上させるため、講義、実践的演習・実習や個別指導を組み合わせ授業を展開します。
- ・ 専門性の異なる複数の教員の研究指導により、高度な課題発見・解決力の修得を目指します。

3. 学修成果の評価

- ・ 各専攻の定める成績評価基準に基づき、各科目の学修成果を評価します。
- ・ 修士論文審査では、各専攻の定める学位論文審査基準に基づき、学修成果を評価し、さらに修士論文等の新規性と独創性を審査会で厳正に評価します。
- ・ 学生の学修成果とアンケートをもとに、教育課程を検証します。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻では、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるように、次に掲げる方針のもと、体系的な教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程・教育内容

- ・ 農学に関する深い学識を身につけるための基幹科目と展開科目からなる専門科目、広く俯瞰的視野を獲得するための基盤科目と超領域科目からなる研究科共通科目による体系的な教育課程を編成します。
- ・ 専門知識はもちろん、研究遂行に必要な高い倫理観、英語力及びコミュニケーション力を身につける科目を設定します。

2. 教育方法

- ・ 実践的演習や研究活動及び講義を体系的に組み合わせた授業を通じて、課題の発見・解析・解決・説明の総合能力を向上させる教育を行います。具体的には、農山漁村の持続性社会に関わる地域農林業の強化、バイオテクノロジー、菌類きのこ資源や森林の活用、水産業の発展など、農学に関わる諸分野の知識・技術を体系的に修得させる教育を行います。
- ・ 研究分野の異なる複数の教員の研究指導により、高度な課題発見・解決力及びコミュニケーション力の修得を目指します。

3. 学修成果の評価

- ・ 専攻の定める成績評価基準に基づき、農学ならびに当該分野に関わる専門的・自律的研究能力を評価します。加えて、専攻の定める学位論文審査基準に基づき、審査会を開催して修士論文の新規性と独創性等を厳正に評価します。
- ・ 学生の学修成果とアンケートをもとに、教育課程を検証します。

* eポートフォリオ

鳥取大学では、学生の QOCL（クオリティ・オブ・カレッジライフ）向上をサポートするため、eポートフォリオを全学で運用しています。学修活動の振り返りによる能動的学修の促進、キャリア形成の支援などに活用することができます。

<https://www.tottori-u.ac.jp/e-portfolio/>

3. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻 修士論文の審査基準(ガイドライン)

修士論文		チェック項目 (例示)
1	申請者に資格があるか	「農学特別演習Ⅰ」「農学特別演習Ⅱ」または「農学特別演習ⅠA」「農学特別演習ⅡA」または「特別演習Ⅰ(実験技術指導)」「特別演習Ⅱ(論文作成指導)」「特別演習Ⅲ(論文作成指導)」「特別演習Ⅳ(共同ゼミナール)」「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の履修を完了しているか。 課程修了に必要な 30 単位以上を修得した者又は修得見込みの者か。
2	提出期限は守られたか	3 月修了希望者は 1 月末日までに、9 月修了希望者は 7 月 10 日までに提出されたか。
3	最終提出期限は守られたか	3 月修了希望者は 2 月末日までに、9 月修了希望者は 8 月末日までに PDF ファイルが提出されたか。
4	緒言が適切か	論文の目的が述べられているか。課題が明確に記述されているか。その重要性が示されているか。そのことに説得力があるか。
5	先行研究の吟味ができているか	重要な先行研究を網羅したうえで論文を引用しているか。
6	方法が明確に述べられているか	追試が可能な程度まで方法の記述があるか。
7	結果が適切に示されているか	結果は、適切に述べられているか。データの解析は十分か。図表の使い方は、適切か。
8	考察は適当か	緒言の課題設定と整合性がとれた構成となっているか。論理に矛盾や飛躍がないか。論旨が明確になるような記述になっているか。
9	論理的に展開されているか	論理に矛盾や飛躍がないか。論旨が明確になるような記述になっているか。
10	証拠に基づき客観的に分析・考察がなされているか	証拠が十分に集められているか。その解釈は妥当か。分析結果・考察を明確に記述できているか。
11	結論は妥当か	設定した課題に整合性をもって答えているか。考察を踏まえた結論となっているか。明らかになったこととそうでないことが区別され、残された課題が明示されているか。
12	新たな知見が得られているか、独創性はあるか	新たな知見が得られているか。その研究分野、あるいは取り扱う課題に関して独創性はあるか。
13	作法、文章表現・表記は適切か	①作成要領に従っているか。 ②目次、引用・注記・文献の表記などの作法は適切か。
14	研究倫理は守られているか	研究倫理を遵守して、研究及び論文執筆がなされているか。
以上の観点にもとづく評価を総合して論文の評価とする。		

基本事項

1. 学年と学期

鳥取大学では、学年を前期と後期の2学期に分け、各学期を15週としています。前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとなっています。

また、各学期を前半及び後半に分けて、前期の前半を第1クォーター、後半を第2クォーター、後期の前半を第3クォーター、後半を第4クォーターとしています。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科では、授業を短期間で集中的に受講することによる学習効果の向上及び、海外渡航やボランティア活動といった学生の自主的な学習体験の促進等を図っていくため、原則8週で1科目が履修できる時間割（クォーター制）を導入しています。詳細は毎年の学年暦を確認ください。

2. 単位制

単位制とは、授業科目を所定の時間履修し、試験に合格することによって、それぞれの授業科目に付与されている単位を修得していくことです。

1単位は、授業時間と学生の自習時間（授業時間外自己学習）とを合わせて1回3時間、1学期15回、合計45時間の学習活動をいいます。授業は形態により、次のように定められています。

授業の形態	授業時間	自習時間	合計
講義	毎回1時間 (1期15時間)	毎回2時間 (1期30時間)	毎回3時間 (1期45時間)
演習	毎回2時間 (1期30時間)	毎回1時間 (1期15時間)	
実験、実習	毎回3時間 (1期45時間)	毎回0時間 (1期0時間)	

(授業時間数は45分を1時間と換算しています。90分授業＝授業時間数2時間)

授業科目は、第1クォーターから第4クォーターまでの各クォーターの8週をもって終了するものと、前期又は後期の15週をもって終了するものと、通年の30週をもって終了するものがあります。各授業科目の単位数は教育課程表に示されています。

3. 授業

(1) 授業時間

月曜日から金曜日まで1時限から5時限まで授業が行われます。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

(2) 授業科目

本研究科では、持続可能社会の創生という課題に向けて、自ら考えるとともに、様々な専門分野の人々と連携して答えを見つけ出していくことができる能力を養うために、従来の伝統的な専門分野を超えて幅広く学び、かつ専門性を深めることが可能となるよう教育課程を編成しています。各科目区分及びプログラムは、それぞれ以下の目的で設定しています。

○ 研究科共通科目【基盤科目】

持続可能社会について広く理解をし、俯瞰的にものを見る能力を養成するために、高度専門職業人として持続可能な社会をつくっていくための基本的な知識を総合的に学べる科目であり、この中で必修科目である「研究者倫理」は、特に研究科が教育上主要と認める授業科目である。

○ 研究科共通科目【超領域科目】

幅広く専門性を身に付けるため、専門領域を超えて体系的に学べるように構成された科目

○ 専門科目【基幹科目】

専門性を深める面から専攻内のそれぞれの分野で共通に必要な科目

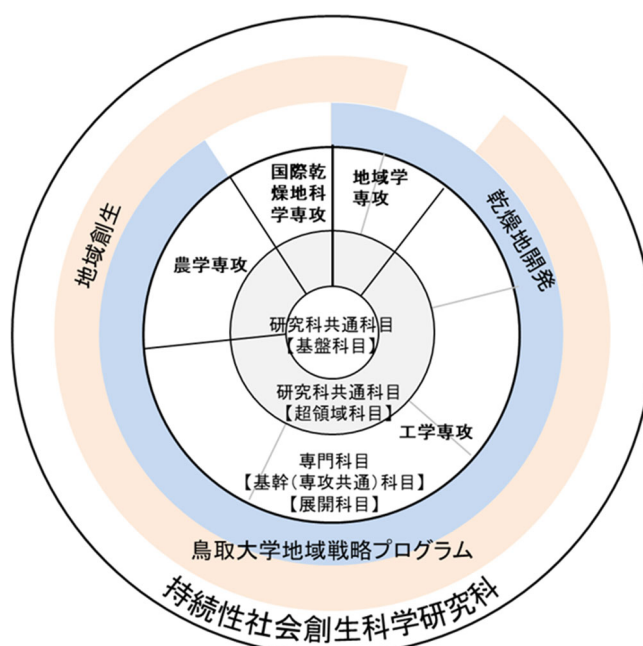
○ 専門科目【展開科目】

基幹科目からさらに細分化された専門性を深める科目であり、この中で必修科目である「農学特別演習Ⅰ」「農学特別演習Ⅱ」または「農学特別演習ⅠA」「農学特別演習ⅡA」または「特別演習Ⅰ(実験技術指導)」「特別演習Ⅱ(論文作成指導)」「特別演習Ⅲ(論文作成指導)」「特別演習Ⅳ(共同ゼミナール)」「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」は、特に研究科が教育上主要と認める授業科目であり、この中で必修科目である「特別演習Ⅰ」及び「特別演習Ⅱ」は、特に研究科が教育上主要と認める授業科目である。

鳥取大学地域戦略プログラム

持続可能な社会の創生に関する知識を広げるために、本学の強み・特色である乾燥地開発と地域創生について体系的に学び、本学の修了生としてユニークな人材として活躍できるよう養成するプログラム。

「地域創生」と「乾燥地開発」の各プログラムは次の科目群で構成され、5単位以上を修得することで、各プログラムを修了したことを認定する認定証を授与する。修得科目は、修了に必要な修得単位として認めることができるので、主担当教員に確認すること（修了必要単位数に上乗せして、単位を修得するという趣旨のプログラムではない。）。ただし、他専攻の専門科目を履修する場合は、各専攻における所定の手続きを必ず行うこと。認定証は、毎年度末に各プログラムの条件を満足している者に授与される。就職活動などで、乾燥地開発や地域創生を体系的に履修したことについての自己PRに利用できる。



- [乾燥地開発プログラム] (対象学生：国際乾燥地科学専攻以外の学生)
 - ・持続性社会創生科学概論1 (1単位)【共】
 - ・国際乾燥地科学特論Ⅱ (2単位)【共】
 - ・国際協力特論 (1単位)【共】
 - ・乾燥地環境評価学特論 (2単位)【国・専】
 - ・国際乾燥地科学特論Ⅰ (2単位)【共】
 - ・国際乾燥地科学特論Ⅲ (1単位)【共】
 - ・国際交流と異文化理解(E) (1単位)【共】
 - ・国際農業開発学特論 (2単位)【国・専】
- [地域創生プログラム] (対象学生：地域学専攻地域創生コース地域創造分野以外の学生)
 - ・持続性社会創生科学概論2 (1単位)【共】
 - ・地域経済学特論Ⅱ (2単位)【共】
 - ・地域福祉学特論 (2単位)【地・専】
 - ・地域経済学特論Ⅰ (2単位)【共】
 - ・コミュニティ特論 (2単位)【共】
 - ・地域政治学特論 (2単位)【地・専】

※【共】：研究科共通科目、【国・専】：国際乾燥地科学専攻の専門科目、
【地・専】：地域学専攻の専門科目

(3) 履修登録

履修登録とは、授業科目について履修する（授業を受ける）ことの意味表示をすることです。指定された期間内に所定の方法で手続きをしてください。履修登録は学務支援システムを利用して行いますが、一度履修登録した科目は、取消期間を過ぎると変更できません。

なお、履修登録に限らず、授業に関する周知事項（遠隔講義にする等の授業方法の変更、時間割・講義室の変更等）については、日頃から学務支援システム内の掲示板、eラーニングシステム（manaba）あるいは所属する専攻が設置している掲示板を確認してください。

(4) 授業欠席届

特別な事情により授業に出席できない場合は、主担当教員（指導教員）の確認を受けた後で、授業欠席届を授業担当教員へ原則として授業実施後2週間以内に提出しなければなりません。病気による欠席の場合は、病院の領収書等を添えるなど、理由に応じて下表に提示する書類を用意してください。

なお、8日以上連続して欠席する（した）場合は、主担当教員（指導教員）の確認を受けた後で、農学部教務係に長期欠席届も提出してください。病気の場合は、医師の診断書が必要となります。

欠席理由	提示する書類等
病気・ケガ	病院・薬局の領収書等
事故・自然災害	証明できるもの（現場の写真、新聞記事等）
学会発表	学会のプログラム等
2親等以内の親族の死亡	葬儀の礼状等
課外活動	学生生活課学生支援係による証明書
その他	事情を説明できるもの

(5) 休講

授業担当教員の公務、出張、病気などによって授業が行えない場合、やむを得ず休講となることがあります。休講については、学務支援システム内の掲示板、eラーニングシステム（manaba）あるいは所属する専攻の掲示板で連絡しますので確認してください。

休講の掲示がなく授業開始時間を過ぎても担当教員が来ない場合は、農学部教務係まで問い合わせをしてください。

(6) 補講

補講は授業の進度・休講を補う授業として行われます。補講が行われる場合には、学務支援システム内の掲示板、eラーニングシステム（manaba）あるいは所属する専攻の掲示板で通知しますので、日時・講義室などを確かめて受講してください。

4. 試験

履修手続きをした授業科目については、試験が行われます。ただし、論文、報告書、平常成績等を試験の代わりとする場合もあります。

病気その他の特別な事情により試験を受験できなかった場合は、追試験を受けることができます。追試験を受ける場合は、当該試験終了後1週間以内に追試験願を当該科目の授業担当教員に提出してください。なお、病気による場合は医師の診断書等を、その他の理由の場合は、理由書及びそれを証明する書類を添えてください。

修了判定時に所定の単位が修得できていない学生は、最終学年において受験した専門科目に限り再試験を受けることができます。詳細は「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻単位認定及び試験に関する規程」（65 ページ）をご覧ください。

成績は100点満点で採点され、60点以上が合格となります。試験に合格と判定された授業科目はいかなる理由があっても取り消しは行われません。

学務支援システム及び成績証明書の成績表記

S	90点以上	合 格
A	80～89点	
B	70～79点	
C	60～69点	
F	59点以下	不 合 格
E	不 履 修	
P	合格（合格・不合格で判定する科目）	
F	不合格（合格・不合格で判定する科目）	
N	認 定	

※ ただし、成績証明書では「F」「E」は表記されません。

5. 成績評価に対する疑義申立て

自らの成績評価に関して、シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義がある場合は、当該授業科目の成績公開後1週間以内に申立てを行うことができます。詳細は「鳥取大学における成績等の評価及びGPA制度に関する要項」（53 ページ）、「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関する申合せ」（71 ページ）及び「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における専門科目の成績評価に関する規程」（73 ページ）をご覧ください。

6. 教育職員免許状

本研究科入学時に高等学校教諭一種免許状「農業」又は中学校および高等学校教諭一種免許状「理科」を取得している者並びに取得資格を有する者が、免許教科に応じて所定の単位数を修得して、本研究科を修了すれば高等学校教諭専修免許状「農業」又は中学校および高等学校教諭専修免許状「理科」を取得することができます。詳細は「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻教育職員免許状関係授業科目履修規程」(69 ページ)をご覧ください。

7. 留学制度

他の大学院（海外の大学院を含む）の授業科目を履修できる場合があります。詳細は農学部教務係に問い合わせてください。

8. ハラスメントの防止及び学生相談

鳥取大学では、学生の皆さん一人ひとりが心理的、身体的に安全な環境で勉学に研究に専念し、充実したキャンパス・ライフを送ることの出来る大学を目指しています。そのためには、安全な教育・研究環境を脅かすいかなる行為も、黙認されるべきではありません。

大学における人間関係は、個人の自由で平等な関係を前提とし、各自が互いに相手の立場を尊重し合うことを基盤としています。しかし、残念ながらこの基盤が崩れ、性的に差別を受けたり、心理的、身体的に傷つけられたりすることが起こらないとは限りません。

鳥取大学では、こうしたハラスメントを防止するために、「鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」(44 ページ)を制定しています。

ハラスメントに対する相談、悩んでいることがあれば、できるだけ早い段階でハラスメント相談員に相談してください。あなたの相談に対して誠実に対応します。相談した内容、あなたのプライバシーは堅く守られます。相談したことによって、あなたが不利になることは決してありません。

農学部のハラスメント相談員（令和7年4月1日現在）

石原 亨	TEL (0857)31-5361	E-mail : aishihara@tottori-u.ac.jp
大崎 久美子	TEL (0857)31-5398	E-mail : okakum@tottori-u.ac.jp
木原 奈穂子	TEL (0857)31-5405	E-mail : nhkihara@tottori-u.ac.jp
金 京純	TEL (0857)31-5679	E-mail : kim@tottori-u.ac.jp
竹村 圭弘	TEL (0857)31-6749	E-mail : y-takemura@tottori-u.ac.jp
西村 亮	TEL (0857)31-5439	E-mail : ryon@tottori-u.ac.jp

また、相談員には、所属部局等に関係なく誰でも相談できます。他部局の相談員は下記の URL を見てください。

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/harassment/>

そのほか、学習上の悩みや進路変更などの相談は、主担当教員をはじめとする全教員が受け付けています。自分ひとりで悩まず、身近な先生や農学部教務係に相談してください。

主担当教員（指導教員）、相談員及び教務係の他に、全学組織として「学生支援センター」と「保健管理センター」が設置されています。相談事項に応じて、利用してください。

○学生支援センター（ <https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/st-support/> ）

学生生活におけるあらゆる疑問や悩みや困っていることを聞いて、より適切な解決方法のアドバイスや相談先（学内外の関係者）を紹介しています。「身近な人には相談しづらい」「気がかりなことがある」「何となく話をしてみたい」といった場合にも、気軽にご利用ください。

「学生なんでも相談窓口」へのアクセス

鳥取キャンパス 共通教育棟 A 棟 2 階学生支援センター「学生なんでも相談窓口」

開室時間 午前8時30分～午後5時15分

○保健管理センター（ <https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/> ）

みなさんの身体・精神面の悩みや健康上の問題について、カウンセラーによるカウンセリングや医師による相談・診察を行っています。保健管理センターホームページの「お問い合わせフォーム」や電話、又は直接窓口でお問い合わせください。開所時間 午前8時30分～午後5時

9. 気象警報発令時の授業等

鳥取市北部に、特別警報または警報が発令されている場合の授業及び試験（以下「授業等」という。）は、原則として次のとおりとします。

（1）授業等の取扱い

- 特別警報（波浪特別警報を除く。）が、鳥取市北部に午前7時時点で発令されている場合は午前（1時限及び2時限）の授業等を休講とし、午前11時時点で発令されている場合は午後（3時限、4時限及び5時限）の授業等を休講とする。
- 警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が、鳥取市北部に発令されており、かつ、公共交通機関（鳥取駅発着のJR）が運休している場合には、教育担当理事が実際の天候等を考慮の上、午前（1時限及び2時限）の授業等は午前7時、午後（3時限、4時限及び5時限）の授業等は午前11時を目途に、授業等の実施の可否を判断する。
- 上記以外で特に安全確保が必要と認められる場合は、授業等を休講とする。
- 休講に伴う補講は、原則として各学期に設定する予備日に実施するものとする。
ただし、オンライン方式により補講を実施する場合はこの限りではない。

（2）周知の方法

- 特別警報の場合、原則、周知は行わない。
- 警報の場合、次のとおりとする。
学務支援システムの掲示板又は鳥取大学ホームページのお知らせ欄に次のとおり掲載する。

午前の授業	午前 7時30分までに掲載
午後の授業	午前11時30分までに掲載

（3）悪天候により通学困難な場合の取扱い

授業等を休講しない場合において、公共交通機関が運休する等のやむをえない事情により授業等を欠席又は遅刻した場合は、学生が不利益とならないよう配慮するものとします。

10. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり 授業に出席できない場合の取扱いについて

本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第19条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとします。

該当する学生は、まず農学部教務係へ連絡をした上で、医師の指示に従い、治療に専念してください。

なお、回復して授業に出席する場合には、「学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症届出書」に医師の診断書（出席停止期間が明記されたもの）若しくは本学所定の治癒証明書を添えて、農学部教務係へ提出してください。

出席停止となった期間に出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、担当教員に直接確認してください。

○学校保健安全法施行規則に定める感染症等の種類と出席停止期間

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
		伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

※出席停止期間の基準は上記のとおりですが、症状により個人差がありますので医師の指示に従ってください。

※感染を防止するため、出席停止期間中は、友人等との接触は避けてください。

11. 学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の取扱いについて

本学学生が、骨髄移植に伴う骨髄提供等のため欠席するときは、その都度「骨髄移植に伴う骨髄提供等による欠席届」に公益財団法人日本骨髄バンクの発行する証明書を添えて、農学部教務係に提出してください。骨髄移植に伴う骨髄提供等のため出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、授業担当教員に直接確認してください。

詳細は、事前に農学部教務係に確認してください。

履修の手引き

1. 修了(学位取得)要件

修了（学位取得）の要件は以下のとおりです。詳細は鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻履修規程を参照してください。

在学期間	修了（学位取得）要件	手続き方法
2年以上 但し、優れた研究業績を上げた者と本研究科が認めた場合には1年以上（早期修了制度）。	授業科目履修 計30単位	学期ごとに履修科目を主担当教員と相談の上、学務支援システムで登録する
	研究指導	各年度始めに研究指導計画書を農学部教務係に提出 3月修了希望者は1月末までに、9月修了希望者は7月10日までに研究指導報告書を農学部教務係に提出
	修士論文	所定の期日までに学位論文審査願に論文3部を添えて主担当教員を経て専攻長に提出すること
	最終試験	口頭試問または筆記試験

2. 履修の内容

博士前期課程の研究教育は、授業科目の履修と、修士論文の作成等に対する研究指導によって行われます。そして課程の最終段階で、修士論文を提出し、審査に合格し、さらに最終試験に合格しなければなりません。

(1) 授業科目

各授業科目は、教育課程表（別表第1～第4）に従って履修してください。ただし、長期履修学生は、履修年次の指定はありませんので、主担当教員の指導のもとに履修計画を立ててください。

授業科目は必修と選択に分かれていて、教育課程表で定められています。授業科目の内容はシラバスにより知ることができます。履修科目の選択については、各自の学習計画に基づき、過剰履修をしないように主担当教員と充分話し合い、慎重に行ってください。その上で各クォーター始めに学務支援システムで履修登録をしてください。

(2) 研究指導

研究指導は、学生1人に対して、主担当教員（教育研究分野教員）と2人の副担当教員の計3人で行います。学生は、主担当教員の指導のもと、毎年度所定の時期までに研究指導計画書（64ページ；別紙様式1－1または1－2）と研究指導報告書（64ページ；別紙様式1－3）を作成し、農学部教務係に提出しなければなりません。これらの計画書と報告書を提出しないと研究指導を受けたことにはなりません。

(3)論文提出と最終試験、学位取得

課程を修了するためには、修士論文を提出しなければなりません。修士論文は、2 年以上在学し、修了に必要な 30 単位以上を修得または修得見込みであって、かつ必要な研究指導を受けた者が提出することができます。ただし、優れた研究業績を上げたため、在学期間の短縮を本研究科が認めた者については、在学期間が 1 年以上であればこれを提出することができます。

修士論文の審査を受けようとする者は、3 月修了の場合には 1 月末、9 月修了の場合には 7 月 10 日までに学位論文審査願（67 ページ；別紙様式 1）に論文 3 部を添え、主担当教員を経て専攻長に提出しなければいけません。論文の作成にあたっては、持続性社会創生科学研究科農学専攻修士論文の審査基準（ガイドライン）（5 ページ）に従ってください。

最終試験は、里地里山環境管理学コース、植物菌類生産科学コース及び農芸化学コースの各コース及び菌類きのこ資源利用科学特別プログラムにおいて、審査した修士論文を中心とし、これに関連ある科目について口頭または筆記により行われます。審査に合格した修士論文は所定の手続きを経て、所属するコースの副専攻長（菌類きのこ資源利用科学特別プログラムにおいては専攻長）に電子ファイルで提出してください。

本専攻の修了によって、修士（農学）の学位が授与されます。

3. 早期修了制度

優れた研究業績を上げた学生を早期に大学院博士課程へ進学させること、あるいは早期に社会で活躍させることを目的として早期修了制度を設けています。専攻会議において優れた業績を上げた者として認めた場合には、1 年以上在学すれば修了が可能な候補者となります（詳細は規則集の「鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における早期修了にかかる取扱規程」（68 ページ）を見てください）。

4. 長期履修制度

本専攻では、職業を有している等の事情により許可された場合に限り、2 年分の授業料で標準修業年限（2 年）を超えて一定の期間（最大 4 年）にわたり計画的に教育課程を履修して、課程を修了することができます（詳細は規則集の「鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項」（49 ページ）をご覧ください）。

5. 留学生のための特別プログラム

本専攻では、積極的に外国人留学生を受け入れるため、外国人留学生向けに以下 2 つの特別プログラムを実施しています。

○菌類きのご資源利用科学特別プログラム

菌類きのご資源利用科学特別プログラムは、菌類きのご資源利用科学に関する研究を行う外国人留学生及び日本人学生のために設置しています。本プログラムにおいては、開設する授業科目（別表第3～4）および研究指導をすべて英語で行い、本プログラムが定める教育課程の範囲内で、留学生の教育研究目的、出身国のニーズ等に合わせた個別プログラムも提供します。

○JICA 研修員受入プログラム

JICA 研修員受入プログラムは、独立行政法人国際協力機構（JICA）が計画する事業に関する研究を行う外国人留学生のために設置しています。本プログラムにおいては、開設する授業科目（別表第2）および研究指導をすべて英語で行い、本プログラムが定める教育課程の範囲内で、留学生の教育研究目的、出身国のニーズ等に合わせた個別プログラムも提供します。

6. 教育課程表

別表第1～4に教育課程表を掲載しています。

○農学専攻全コース（別表第1）

必修科目は、研究科共通科目【基盤科目】から1科目1単位、専門科目【展開科目】から3科目18単位（主担当教員の特論及び「農学特別演習Ⅰ、Ⅱ」）の合計19単位です。

必修科目と選択科目を合わせて、合計30単位以上を修得しなければいけません。展開科目等の履修に関しては、主担当教員とよく相談して決めてください。

○農学専攻外国人留学生向けプログラム（別表第2）

必修科目は、専門科目【展開科目】から3科目18単位（主担当教員の特論及び「農学特別演習Ⅰ、Ⅱ」）の合計18単位です。

必修科目と選択科目を合わせて、合計30単位以上を修得しなければいけません。展開科目等の履修に関しては、主担当教員とよく相談して決めてください。

○菌類きのご資源利用科学特別プログラム（別表第3～4）

必修科目は、8科目18単位【研究者倫理もしくは研究者倫理（E）、国際交流と異文化理解（E）、主担当教員の担当する展開科目（特論。なければ基礎科目Ⅱの授業科目）（※）、特別演習Ⅰ（実験技術指導）、特別演習Ⅱ（論文作成指導）、特別演習Ⅲ（論文作成指導）、特別演習Ⅳ（共同ゼミナール）、特別研究Ⅰ及び特別研究Ⅱ】です。

必修科目と選択科目を合わせて、合計30単位以上を修得しなければいけません。履修に関しては、主担当教員とよく相談して決めてください。

※基礎科目Ⅱもしくは展開科目に主担当教員が担当する授業科目が無い場合、副担当教員が担当する授業科目いずれか1科目を履修すること。

別表第1 農学専攻教育課程表

科目 区分		単位 区分	授業科目	単位数	週授業時間数										担当教員	備考	教職	
					1 年				2 年									
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4						
研究科共通科目	基盤科目	選択	持続性社会創生科学概論1	1	2									坪【乾】他	表下部の注意事項※を参照			
			持続性社会創生科学概論1(E)	1			2						坪【乾】他					
			持続性社会創生科学概論2	1		2							佐々木【地】他					
			持続性社会創生技術論1	1	2								明石【農】他					
			持続性社会創生技術論2	1		2							岩井【工】他					
			起業・知財論	1		2							村上【研】他					
			国際協力特論	1			2						木村【乾セ】					
			アカデミック・スキルズ	1	2								永松【高等教育セ】					
		必修	研究者倫理	1	2								稲岡【研】他	いずれか1単位必修 注意事項※を参照				
			研究者倫理(E)	1			2						永松【高等教育セ】					
		基 盤 科 目 小 計			10													
	超領域科目	選択	国際乾燥地科学特論Ⅰ(環境)	2		4								黒崎【乾】他		理科 農業 農業 農業 農業 理科		
			国際乾燥地科学特論Ⅱ(食糧・農業)	2		4								藤巻【乾】他			農業	
			生命環境農学特論Ⅰ(里地里山環境)	2	4									唐澤他			農業	
			生命環境農学特論Ⅱ(生産資源環境)	2	4									田中他			農業	
			生命環境農学特論Ⅲ(生命環境科学)	2	4									石原他			農業	
			グリーンサステイナブルケミストリー特論	1			2							辻【工】			理科	
			バイオ資源特論	1	2									大城【工】				
			エネルギー化学特論	1	2									片田【工】他				
			先進機械宇宙システム特論	1			2							田村【工】他				
			地域経済学特論Ⅰ	2	4									福山【工】				
			地域経済学特論Ⅱ	2			2	2						多田【地】				
			戦略的経営論	1	2									永松【高等教育セ】				
			マーケティング特論	1		2								永松【高等教育セ】				
			スマート社会技術論	1		2								笹岡【工】他				
			市民共創まちづくり論	2				4						辻井【工】				
			国際乾燥地科学特論Ⅲ(人間開発)	1		2								安延【乾】他				
			国際交流と異文化理解(E)	1				2						ギンナン【地】				
			コミュニティ特論	2			2	2						稲津【地】				
			文化多様性特論	2	2	2								中【地】				
			比較国際教育特論	2		4								柿内【地(教員セ)】				
			社会教育学特論	2				2	2					大谷【地(教員セ)】				
			人権教育特論	2				2	2					石山【地】				
		超 領 域 科 目 小 計			35													
	研 究 科 共 通 科 目 小 計			45											6単位以上			
基幹科目	選択	サイエンティフィック・ライティング(E)	2	4									IPDRE教員【乾】	研究科共通科目の 「生命環境農学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の3科目を含めた計10科目から4単位以上				
		サイエンティフィック・ライティング・アドバンスド(E)	2		4								IPDRE教員【乾】					
		インターンシップⅠ	1	6									専攻長					
		インターンシップⅡ	1	6									専攻長					
		海外実践Ⅰ	1	6									専攻長					
		海外実践Ⅱ	2	12									専攻長					
		海外実践Ⅲ	3	18									専攻長					
	基 幹 科 目 小 計			12											4単位以上			
専門科目	展開科目	応用昆虫学特論	2			4						中	主担当教員が担当する特論(1科目)を必修とする。		理科			
		食品・栄養化学特論	2			4									藪田	理科		
		植物生理学特論	2			4									岡, 上中	理科		
		生体制御化学特論	2				4								河野, 岩崎(崇)	理科		
		天然物化学特論	2				4								石原, 上野	理科		
		有機合成化学特論	2				4								一柳, 田村	理科		
		発酵・酵素利用学特論	2				4								有馬	農業		
		生殖生物学特論	2				4								佐藤			
		実験動物学特論	2				4								富岡	理科		
		食品機能学特論	2			4									竹内(崇), 美藤			
		微生物遺伝育種学特論	2			4									會見, 霜村	理科		
		菌類分類学特論	2			4									早乙女, 尾崎	理科		
		菌類環境保全学特論	2			4									遠藤(直)	理科		
		作物学特論	2			4									辻	農業		
		植物遺伝育種学特論	2			4									田中, 佐久間	理科		
		植物病理学特論	2				4								大崎	農業		
		園芸学特論	2				4								竹村	農業		
		圃場管理学特論	2				4								木戸, 近藤	農業		
		農業生産システム工学特論	2				4								野波, 平井			
		細胞生物学特論	2				4								明石	理科		
		畜産学特論	2				4								西村	農業		
		自然再生・生態学特論	2			4									永松	理科		
		環境木材利用学特論	2			4									藤本	農業		
		森林水文学特論	2			4									芳賀(弘)	農業		
		食品流通学特論	2			4									万	農業		
		消費者行動学特論	2			4									松田	農業		
		農業経営学特論	2				4								松村	農業		
		地形・地質環境学特論	2			4									小玉, 菅森	理科		
		土壌生態学特論	2				4								唐澤	理科		
		育林学特論	2				4								山中	農業		
		景観生態学特論	2				4								岩崎(亘)	理科		
		樹木生理学特論	2			4									岩永	理科		
		アグリビジネス会計学特論	2			4									木原	農業		
		地域農業組織学特論	2				4								遠山			
		林政学特論	2				4								芳賀(大)			
	必修	農学特別演習Ⅰ	12	9	9	9	9	9	9	9	9	9	主担当教員, 副担当教員					
		農学特別演習Ⅱ	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	主担当教員, 副担当教員					
	展 開 科 目 小 計			86									20単位以上					
専 門 科 目 合 計			98											24単位以上				
合 計			143															
修 得 単 位 数 合 計														30単位以上				

注:担当教員欄括弧内は、農学専攻以外の教員の所属を示す。

【地】:地域学専攻,【工】:工学専攻,【乾】:国際乾燥地科学専攻,【研】研究推進機構,【高等教育セ】:高等教育開発センター,【教育セ】:教育センター,【国セ】:国際交流センター

【乾セ】:乾燥地研究センター

※授業科目名に(E)の表記があるものについては英語により開講されることを示す。

※インターンシップを履修する場合は事前に申し出ること。

※海外実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、専攻長の許可を得たものに限り、在学中において本学と学術交流協定を締結している外国の大学で修得した科目(ただし、修士課程相当のものに限る。)及び

海外の研究機関等での実践的な研究活動を含む学内プログラムを、あわせて4単位まで認める。授業科目の名称には、授業科目の内容(国名・大学名/プログラム名 等)を付記する。

※生命環境農学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、「研究科共通科目」の必要単位数とする場合、「基幹科目」の必要単位数から除く。

※持続性社会創生科学概論1と持続性社会創生科学概論Ⅰ(E)の両方を履修することはできない(履修する場合はいずれかを選択すること)。

※研究者倫理と研究者倫理(E)の両方を履修することはできない(いずれか1単位を必修とする)。なお、研究者倫理(E)は主に留学生や特別コースの学生向けとし、英語により開講する。

別表第2 農学専攻教育課程表(外国人留学生用)

授業科目	単位数	週授業時間数								担当教員	備考	
		1 年				2 年						
		Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2			
応用昆虫学特論A	2	4								中	主担当教員が担当 する特論(1科目)を 必修とする。	
食品・栄養化学特論A	2	4								藪田		
植物生理学特論A	2	4								岡, 上中		
生体制御化学特論A	2		4							河野, 岩崎(崇)		
天然物化学特論A	2		4							石原, 上野		
有機合成化学特論A	2		4							一柳, 田村		
発酵・酵素利用学特論A	2		4							有馬		
生殖生物学特論A	2		4							佐藤		
実験動物学特論A	2		4							富岡		
食品機能学特論A	2	4								竹内(崇), 美藤		
微生物遺伝育種学特論A	2	4								會見, 霜村		
菌類分類学特論A	2	4								早乙女, 尾崎		
菌類環境保全学特論A	2	4								遠藤(直)		
作物学特論A	2	4								辻		
植物遺伝育種学特論A	2	4								田中, 佐久間		
植物病理学特論A	2		4							大崎		
園芸学特論A	2		4							竹村		
圃場管理学特論A	2		4							木戸, 近藤		
農業生産システム工学特論A	2		4							野波, 平井		
細胞生物学特論A	2		4							明石		
畜産学特論A	2		4							西村		
自然再生・生態学特論A	2	4								永松		
環境木材利用学特論A	2	4								藤本		
森林水文学特論A	2	4								芳賀(弘)		
食品流通学特論A	2	4								万		
消費者行動学特論A	2	4								松田		
農業経営学特論A	2		4							松村		
地形・地質環境学特論A	2	4								小玉, 菅森		
土壌生態学特論A	2		4							唐澤		
育林学特論A	2		4							山中		
景観生態学特論A	2		4							岩崎(亘)		
樹木生理学特論A	2	4								岩永		
アグリビジネス会計学特論A	2	4								木原		
林政学特論A	2		4							芳賀(大)		
農学特別演習ⅠA	12	9	9	9	9	9	9	9	9	主担当教員, 副担当教員	必修	
農学特別演習ⅡA	4	3	3	3	3	3	3	3	3	主担当教員, 副担当教員		
合 計	84											
											30単位以上	

別表第3 菌類きのこ資源利用科学特別プログラム教育課程表(4月入学者)

科目 区分	単位 区分	授業科目	単位数	週授業時間数				担当教員	備考
				1 年		2 年			
				1期	2期	1期	2期		
				2025年4月 -2025年9 月	2025年10 月-2026年 3月	2026年4月 -2026年9 月	2026年10 月-2027年 3月		
基礎 科目 Ⅰ	必修	研究者倫理	1	1				稲岡【研】他	いずれか1単位必修 注意事項※を参照
		研究者倫理(E)	1		1			永松【高等教育セ】	
	必修	国際交流と異文化理解(E)	1		1			ギンナン【地】	
	選択	菌学基礎論M	2		2			會見他	
		菌類利用論M	2		2			會見他	
	基 礎 科 目 小 計			7					
基礎 科目 Ⅱ	選択	菌類環境保全学M	2				2	遠藤	主担当教員が担当する 科目がある場合は、 その科目(1科目)を 必修とする。(注)
		菌類分類・系統学M	2	2				早乙女	
		菌類遺伝育種学M	2				2	會見	
		菌類生理生態学M	2				2	遠藤・尾崎	
		菌類代謝物質化学M	2				2	石原	
		きのこ栽培学M	2				2	霜村	
		菌類機能物質化学M	2	2				一柳	
		菌類食品機能学M	2	2				美藤	
	農産廃棄物利用学M	2			2		辻		
	基 礎 科 目 小 計			18					
展 開 科 目	選択	インターンシップI	1	6				専攻長	主担当教員が担当する 特論がある場合は、 その科目(1科目)を 必修とする。(注)
		インターンシップII	1	6				専攻長	
		菌類特別海外実践Ⅰ	1	6				専攻長	
		菌類特別海外実践Ⅱ	2	12				専攻長	
		菌類特別海外実践Ⅲ	3	18				専攻長	
		海外菌類資源発掘演習	2	4				會見・早乙女・尾崎	
		昆虫科学特論M	2	2				中	
		園芸生産学特論M	2		2			竹村	
		植物病理学特論M	2			2		大崎	
		施設園芸学特論M	2				2	近藤	
		生物生産システム工学特論M	2	2				野波・平井	
		消費者行動学特論M	2		2			松田	
		農業経営学特論M	2				2	松村	
		流通情報解析学特論M	2		2			万	
		植物遺伝学特論M	2		2			田中	
		植物分子生物学特論M	2			2		上中	
		植物生理学特論M	2				2	岡	
		細胞生物学特論M	2	2				明石	
		栄養科学特論M	2	2				藪田	
		生命機能化学特論M	2		2			有馬	
		生物有機化学特論M	2		2			河野	
		森林生態学特論M	2			2		永松	
	国際共同研究I	1		1			外国人教員		
	国際共同研究II	1			1		外国人教員		
展 開 科 目 小 計			44						2単位以上
演 習 科 目	必修	特別演習I(実験技術指導)	2	2	2			副担当教員(2名)	
		特別演習Ⅱ(論文作成指導)	2	2	2			主担当教員	
		特別演習Ⅲ(論文作成指導)	4			4	4	主担当教員	
		特別演習Ⅳ(共同ゼミナール)	4	2	2	2	2	會見他	
		特別研究I	1	1	1			主担当教員	
		特別研究II	1			1	1	主担当教員	
	演 習 科 目 小 計			14					14単位
合 計			83						
修 得 単 位 数 合 計								30単位以上	

(注)基礎科目Ⅱの科目及び展開科目の特論を主担当教員が担当しない場合は、副担当教員が担当する科目いずれか1科目を履修すること。

※担当教員欄括弧内は、農学専攻以外の教員の所属を示す。【地】:地域学専攻,【研】:研究推進機構,【高等教育セ】:高等教育開発センター

※修了要件は、2年以上在籍したうえ、合計30単位以上を習得し、修士学位論文審査に合格することである。

※インターンシップⅠ,Ⅱを履修する場合は事前に申し出ること。

※菌類特別海外実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、専攻長の許可を得たものに限り、在学中において本学と学術交流協定を締結している外国の大学で修得した

科目(ただし、修士課程相当のものに限る。)及び海外の研究機関等での実践的な研究活動を含む学内プログラムを、あわせて4単位まで認める。

授業科目の名称には、授業科目の内容(国名・大学名／プログラム名等)を付記する。

※研究者倫理と研究者倫理(E)の両方を履修することはできない(いずれか1単位を必修とする)。

別表第4 菌類きのこ資源利用科学特別プログラム教育課程表(10月入学者)

科目 区分	単位 区分	授業科目	単位数	週授業時間数				担当教員	備考
				1 年		2 年			
				1期	2期	1期	2期		
			2025年10 月~2026年 3月	2026年4月 ~2026年9 月	2026年10 月~2027年 3月	2027年4月 ~2027年9 月			
基礎科目Ⅰ	必修	研究者倫理	1		1			稲岡【研】他	いずれか1単位必修 注意事項※を参照
		研究者倫理(E)	1	1				永松【高等教育セ】	
	必修	国際交流と異文化理解(E)	1	1				ギンナン【地】	
	選択	菌学基礎論M	2	2				會見他	
		菌類利用論M	2	2				會見他	
	基礎科目小計			7					4単位以上
基礎科目Ⅱ	選択	菌類環境保全学M	2			2		遠藤	主担当教員が担当する 科目がある場合は、そ の科目(1科目)を必修 とする。(注)
		菌類分類・系統学M	2		2			早乙女	
		菌類遺伝育種学M	2			2		會見	
		菌類生理生態学M	2			2		遠藤・尾崎	
		菌類代謝物質化学M	2			2		石原	
		きのこ栽培学M	2			2		霜村	
		菌類機能物質化学M	2		2			一柳	
		菌類食品機能学M	2		2			美藤	
		農産廃棄物利用学M	2			2		辻	
	基礎科目小計			18					2単位以上
展開科目	選択	インターンシップI	1	6				専攻長	主担当教員が担当する 特論がある場合は、そ の科目(1科目)を必修 とする。(注)
		インターンシップII	1	6				専攻長	
		菌類特別海外実践Ⅰ	1	6				専攻長	
		菌類特別海外実践Ⅱ	2	12				専攻長	
		菌類特別海外実践Ⅲ	3	18				専攻長	
		海外菌類資源発掘演習	2		4			會見・早乙女・尾崎	
		昆虫科学特論M	2		2			中	
		園芸生産学特論M	2	2				竹村	
		植物病理学特論M	2				2	大崎	
		施設園芸学特論M	2			2		近藤	
		生物生産システム工学特論M	2		2			野波・平井	
		消費者行動学特論M	2	2				松田	
		農業経営学特論M	2			2		松村	
		流通情報解析学特論M	2	2				万	
		植物遺伝学特論M	2	2				田中	
		植物分子生物学特論M	2				2	上中	
		植物生理学特論M	2			2		岡	
		細胞生物学特論M	2		2			明石	
		栄養科学特論M	2		2			藪田	
		生命機能化学特論M	2	2				有馬	
		生物有機化学特論M	2	2				河野	
		森林生態学特論M	2				2	永松	
		国際共同研究I	1	1				外国人教員	
	国際共同研究II	1				1	外国人教員		
展開科目小計			44					2単位以上	
演習科目	必修	特別演習I(実験技術指導)	2	2	2			副担当教員(2名)	
		特別演習Ⅱ(論文作成指導)	2	2	2			主担当教員	
		特別演習Ⅲ(論文作成指導)	4			4	4	主担当教員	
		特別演習Ⅳ(共同ゼミナール)	4	2	2	2	2	會見他	
		特別研究I	1	1	1			主担当教員	
		特別研究II	1			1	1	主担当教員	
	演習科目小計			14					14単位
合 計			83						
修得単位数合計								30単位以上	

(注)基礎科目Ⅱの科目及び展開科目の特論を主担当教員が担当しない場合は、副担当教員が担当する科目いずれか1科目を履修すること。

※担当教員欄括弧内は、農学専攻以外の教員の所属を示す。【地】:地域学専攻,【研】:研究推進機構,【高等教育セ】:高等教育開発センター

※修了要件は、2年以上在籍したうえ、合計30単位以上を習得し、修士学位論文審査に合格することである。

※インターンシップⅠ,Ⅱを履修する場合は事前に申し出ること。

※菌類特別海外実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、専攻長の許可を得たものに限り、在学中において本学と学術交流協定を締結している外国の大学院で修得した

科目(ただし、修士課程相当のものに限る。)及び海外の研究機関等での実践的な研究活動を含む学内プログラムを、あわせて4単位まで認める。

授業科目の名称には、授業科目の内容(国名・大学名／プログラム名等)を付記する。

※研究者倫理と研究者倫理(E)の両方を履修することはできない(いずれか1単位を必修とする)。

教員一覽

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(地域学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。
教員名の下欄は、建物名と部屋番号を示す。

【地】地域学部 【共】共通教育棟 【教】教員養成センター

コース名	分野名	教 授	准教授	講 師	助 教
地域創生コース	地域創造分野	○ 大元 鈴子 地 2160	稲津 秀樹 地 2410	川口 夏希 地 2210	
		○ 塩沢 健一 地 2180	佐藤 匡 地 2150	菰田 レエ也 地 2240	
		○ 竹川 俊夫 地 2230	白石 秀壽 地 2130		
		○ 多田 憲一郎 地 2550	竹内 潔 地 3170		
		○ 筒井 一伸 地 2220	馬場 芳 地 2250		
		○ 丸 祐一 地 2190			
		○ 村田 周祐 地 2170			
		○ 山下 博樹 地 2200			
	国際地域文化分野	○ 川井田 祥子 地 2680	阿部 哲 地 3250	ギンナン・A・コウジ 地 3140	
		○ 岸本 覚 地 3190	李 素妍 地 4550		
		○ 五島 朋子 地 2580	岡村 知子 地 3230		
		○ 作田 将三郎 地 3220	木野 彩子 地 2700		
		○ 杉村 藍 地 3210	佐々木 友輔 地 2600		
		○ 高田 健一 地 3520	漆 麟 地 3150		
		○ 柳 静我 地 3120	筒井 宏樹 地 2590		
		○ 米田 真理子 地 3200	中 朋美 地 3180		
		御館 久里恵 共 N1120	中尾 雅之 地 3240		
		武田 元有 共 S3050	中原 計 地 3550		
人間形成コース	発達科学分野	○ 柿内 真紀 教 202	○ 田中 大介 地 4240	福山 寛志 地 2530	
		○ 河合 務 地 4210	石本 雄真 教 205	市川 和也 地 4320	
		○ 小林 勝年 地 4180	石山 雄貴 地 4220	木村 穂乃香 地 4120	
		○ 塩野谷 斉 地 2540	呉 永鎬 地 4330		
		○ 寺川 志奈子 地 4250	大谷 直史 教 203		
		○ 畑 千鶴乃 地 2520	谷中 久和 地 4230		
			渡邊 正人 地 4200		
	学習科学分野	○ 小笠原 拓 地 4130	○ 関 耕二 地 4540		
		○ 鈴木 慎一郎 地 4170	青山 聡 地 4270		
		○ 高橋 健司 地 4280	泉 直志 地 4140		
		○ 溝口 達也 地 4160	中尾 泰斗 地 2560		

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(工学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。
教員名の下欄は、工学部の部屋番号を示す。

コース	教 授	准 教 授	講 師	助 教
機械宇宙工学コース	○ 松野 崇 (2104)	○ 清水 一行 (2105)		
	○ 陳 中春 (3107)	○ 音田 哲彦 (3106)		衣 立夫 (3113)
	○ 小野 勇一 (2109)	○ 西 遼佑 (2108)		
	○ 佐藤 昌彦 (3102)			
	○ 田村 篤敬 (7354)		○ 本宮 潤一 (7352)	
	○ 辻田 勝吉 (3105)		○ 中谷 真太郎 (3104)	
	○ 葛山 浩 (2107)			坂本 広樹 (4108)
	○ 酒井 武治 (3108)	○ 小田 哲也 (2106)		坂本 憲一 (3112)
		○ 松野 隆 (3109)		
	○ 古川 勝 (2203)			大信田 丈志 (2206-1)
				中山 智成 (2206-2)
	○ 灘 浩樹 (3203)	○ 高江 恭平 (3202)		
	○ 小谷 岳生 (1202)	○ 榊原 寛史 (1205)		
	○ 松岡 広成 (3208)	○ 土井 俊行 (3205)		
		○ 石川 功 (3206)		
	○ 後藤 知伸 (1208)	○ 中井 唱 (1206)		
	○ 原 豊 (2205)			
情報エレクトロニクス コース	○ 櫛田 大輔 (3601)	○ 竹森 史暁 (1604)		笹間 俊彦 (7155)
	○ 吉川 宣一 (1505-1)			○ 藪田 義人 (1504-4)
	○ 川村 尚生 (3607)	○ 高橋 健一 (7252)		
		東野 正幸 (1605北)		
	○ 村田 真樹 (1509)	村上 仁一 (1504-1)		
	○ 吉村 和之 (4509)	○ 清水 忠昭 (4510)		
	○ 木村 周平 (1707)		○ 徳久 雅人 (4414)	
	○ 岩井 儀雄 (4204)	○ 青木 工太 (4203)		
	○ 西山 正志 (7651)			井上 路子 (1506)
	○ 近藤 克哉 (7504)			小山田 雄仁 (7509)
	○ 笹岡 直人 (7508)			
	○ 中川 匡夫 (7507)			藤村 喜久郎 (7505)
				白岩 史 (7506)
	○ 齋藤 健太郎 (7406)	○ 三柴 数 (7407)		
	○ 中西 功 (7408)	○ 大木 誠 (7405)		
	○ 大観 光徳 (7305)	○ 西村 亮 (7409)		
	○ 市野 邦男 (7303)	○ 阿部 友紀 (7304)		赤岩 和明 (7306)
	○ 李 相錫 (7308)	○ 松永 忠雄 (7307)		

コース	教 授	准 教 授	講 師	助 教
化学バイオコース	○ 野上 敏材 (2310)			佐々木 紀彦 (2311)
	○ 吾郷 万里子 (2304)			
	○ 片田 直伸 (4313)	○ 辻 悦司 (4304)	津野地 直 (4305)	
	○ 増井 敏行 (4312)			山口 和輝 (4315)
		○ 薄井 洋行 (4307)		
		○ 道見 康弘 (4311)		
	○ 松浦 和則 (2307)	○ 稲葉 央 (2306)		
	○ 南条 真佐人 (4306)			
	○ 大城 隆 (3304)	○ 鈴木 宏和 (3303)		
		○ 八木 寿梓 (3310)		
	○ 溝端 知宏 (3305)		青木 英莉子 (3306)	本郷 邦広 (3308)
	○ 花島 慎弥 (1309)			佐々木 克聡 (1308)
	○ 岡本 賢治 (3312)	○ 原田 尚志 (3311)		
	○ 永野 真吾 (1311)	○ 日野 智也 (1310)		
		○ 佐藤 裕介 (1312)		
社会システム土木 コース	○ 谷口 朋代 (2410)	○ 野口 竜也 (2412)		
	○ 小野 祐輔 (3408)	○ 河野 勝宣 (3407)		
	○ 三輪 浩 (3403)	和田 孝志 (3402)		
	○ 黒田 保 (2408)			金氏 裕也 (3606)
	○ 黒岩 正光 (3404)	○ 梶川 勇樹 (3405)		
		○ 中村 公一 (3410)		
	○ 香川 敬生 (4407)	塩崎 一郎 (4408)	辻井 麻衣子 (2405)	
	○ 浅井 秀子 (2407)			
	○ 桑野 将司 (3508)	○ 南野 友香 (3510)		細江 美欧 (3513)
	○ 長江 剛志 (2506)			
	○ 谷本 圭志 (2510)	○ 長曾我部 まどか (2508)		
	○ 福山 敬 (3506)			吉野 和泰 (3515)
	○ 太田 隆夫 (4406)	○ 江本 久雄 (4404)		
	○ 宮本 善和 (4507)	○ 高部 祐剛 (4505)		○ 河野 誉仁 (4516)

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(農学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。

教員名の下欄は、建物名と部屋番号を示す。

【農】農学部 【フ】フィールドサイエンスセンター 【菌】菌類きのこ遺伝資源研究センター

【地】地域学部

コース	教育研究分野	教 授	准教授	講 師	助 教
里地里山環境管理 学コース	地理情報科学	○ 岩崎 亘典 農 A-3200			
	多様性生物学	○ 唐澤 重考 農 A-3650			
	地形学	○ 小玉 芳敬 地 3530			
	植物生態学	○ 永松 大 農 A-3180			
	流通情報解析学	○ 万 里 農 A-4260			
	消費者行動学	○ 松田 敏信 農 A-4280			
	農業経営学	○ 松村 一善 農 A-3270			
	樹木生理学		岩永 史子 農 A-3150		
	アグリビジネス会計学		木原 奈穂子 農 A-3290		
	緑地防災学		○ 芳賀 弘和 農 A-1120		
	環境木材利用学		○ 藤本 高明 農 A-3160		
	育林学		山中 啓介 農 A-3130		
	地質学			菅森 義晃 地 3560	
	地域農業組織学			遠山 裕基 農 A-3280	
	農林業政策学				芳賀 大地 農 A-3310
植物菌類生産科学 コース	微生物資源学	○ 會見 忠則 農 A-4130			
	菌類育種栽培学	○ 霜村 典宏 農 A-4120			
	菌類系統学	○ 早乙女 梢 菌 K-1120			
	植物遺伝学	○ 田中 裕之 農 A-3770			
	農業生産工学	○ 野波 和好 フ H-2120			
	生物生産システム工学	○ 平井 康丸 農 A-1770			
	植物病害制御学		○ 大崎 久美子 農 A-3740		
	食料生産システム管理学		木戸 一孝 フ H-2110		
	施設園芸学		近藤 謙介 フ H-2140		
	植物育種学		佐久間 俊 農 A-3750		
	園芸生産学		○ 竹村 圭弘 農 A-1760		
	作物生産学		○ 辻 渉 農 A-1740		

コース	教育研究分野	教 授	准教授	講 師	助 教
植物菌類生産科学 コース	家畜生殖生理学		西村 亮 農 C-1130		
	菌類分類生態学				遠藤 直樹 農 A-4190
	菌類生理生態学				尾崎 佑磨 菌 K-1310
農芸化学コース	分子細胞生物学	○ 明石 欣也 農 A-3780			
	生命機能化学	○ 有馬 二郎 農 A-4760			
	天然物化学	○ 石原 亨 農 A-4680			
	有機化学	○ 一柳 剛 農 A-4730			
	植物分子生物学	○ 上中 弘典 農 A-3640			
	生物有機化学	○ 河野 強 農 A-4660			
	発生生殖生物化学	○ 佐藤 陽子 農 A-2750			
	臨床検査学	○ 竹内 崇 農 D-1230			
	糖鎖化学	○ 田村 純一 地 4570			
	生体制御化学		○ 岩崎 崇 農 A-4630		
	生物活性化学		○ 上野 琴巳 農 A-4670		
	植物環境生理学		○ 岡 真理子 農 A-3730		
	実験動物解析学		○ 富岡 幸子 農 B-3110		
	害虫制御学		○ 中 秀司 農 A-4180		
	食品機能学		○ 美藤 友博 農 A-4770		
	栄養科学		○ 藪田 行哲 農 A-4790		

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(国際乾燥地科学専攻)

教員名の左に記載の「○」は、研究指導教員資格を持つ教員を示す。
教員名の下欄は、建物名と部屋番号を示す。

【農】農学部 【乾】乾燥地研究センター 【地】地域学部

教育研究分野	教 授	准教授	講 師	助 教
リモートセンシング水文学	○アイエレ アルマウ フェンタ 乾 B202			
持続的土地管理学	○ スグセ ハラガウエイン アイフ 乾 A208			
水土環境保全学	○ 猪迫 耕二 農 A-2130			
乾燥地環境資源学	○ 遠藤 常嘉 農 A-1640			
農業造構学	○ 緒方 英彦 農 A-2180			
乾燥地気候学	○ 黒崎 泰典 乾 B301			
乾燥地気象学	○ 木村 玲二 乾 B303			
水利用学	○ 清水 克之 農 A-2160			
自然エネルギー工学	○ 田川 公太朗 地 3570			
気候リスク管理学	○ 坪 充 乾 A209			
乾燥地作物栽培学	○ 西原 英治 農 A-1660			
乾燥地灌漑排水学	○ 藤巻 晴行 乾 A314			
国際農業開発学	○ 安延 久美 農 A-4310			
植物栄養学	○ 山田 智 農 A-2650			
環境土壌学	○ 山本 定博 農 A-1650			
国際農業普及学		アスレス エリアス ハイサ 農 A-4290		
植物生理生態学		○ 安 萍 乾 A311		
植物細胞遺伝学		○ 石井 孝佳 乾 A308		
乾燥地緑化保全学		○ 衣笠 利彦 農 A-1670		
地圏環境保全学		○ 齊藤 忠臣 農 A-2120		
乾燥地微生物学		○ 谷口 武士 乾 A217		
施設環境材料学		○ 兵頭 正浩 農 A-2170		
水圏環境科学		○ 山崎 由理 農 A-2150		
陸域炭素循環学				寺本 宗正 乾 B201

大学院持続性社会創生科学研究科教員一覧(講義担当)

教員名の下欄は、建物名と部屋番号等を示す。

【農】農学部 【乾】乾燥地研究センター 【共】共通教育棟 【研】研究推進機構棟

(研究科共通科目担当)

所属部局	学科等名	教 授	准教授	講 師
農学部	共同獣医学科	山口 剛士		
		農・B4200		
国際乾燥地研究教育機構			木村 卓三郎	
			乾・A214	
教育支援・国際交流推進機構	高等教育開発センター	永松 利文		
		共・S3040		
	国際交流センター	チャン チェオン ジェン		
研究推進機構	研究戦略本部	村上 聡		
		研・2階		
	研究戦略本部	稲岡 美恵子		
		研・2階		

(工学専攻・専門科目)

所属部局	学科等名	教 授	准教授	講 師
教育支援・国際交流推進機構	データサイエンス教育センター	橋本 隆司		
		共・S3100		
	データサイエンス教育センター	井上 順子		
地域価値創造研究教育機構		清水 克彦		
		研・2階		

規則集

1. 鳥取大学大学院学則
2. 鳥取大学学位規則
3. 鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
4. 鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項
5. 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の実施要項
6. 鳥取大学における成績等の評価及びGPA制度に関する要項
7. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則
8. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科学生交流実施細則
9. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科科目等履修生，聴講生及び研究生規程
10. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における鳥取大学地域戦略プログラム実施要項
11. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻履修規程
12. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻単位認定及び試験に関する規程
13. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻の学位論文審査及び最終試験に関する取扱規程
14. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における早期修了にかかる取扱規程
15. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻教育職員免許状関係授業科目履修規程
16. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関する申合せ
17. 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における専門科目の成績評価に関する規程

鳥取大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則第55号)第6条第2項の規定に基づき、鳥取大学大学院(以下「本大学院」という。)の教育研究組織、標準修業年限、教育課程その他の学生の修学に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び収容定員

(本大学院の課程)

第4条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び課程)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及びその課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	
持続性社会創生科学研究科	地域学専攻 工学専攻 農学専攻 国際乾燥地科学専攻	博士課程	博士前期課程
(略)	(略)	(略)	
連合農学研究科	生産環境科学専攻 生命資源科学専攻 国際乾燥地科学専攻	博士課程	
(略)	(略)	(略)	

2 博士課程(医学系研究科医学専攻及び連合農学研究科を除く。)は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

3 持続性社会創生科学研究科博士課程は、博士前期課程のみとする。

4 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(略)

6 連合農学研究科は、後期3年のみの博士課程とする。

(略)

(各専攻における教育研究上の目的)

第7条 本大学院の各研究科各専攻における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 持続性社会創生科学研究科地域学専攻は、個性豊かで持続可能な地域の創生、生涯発達・地域教育に立脚した人間形成のための教育研究を行うとともに、地域の発展に貢献できる実践力ある高度専門職業人、又は研究者を養成することを目的とする。
- 二 持続性社会創生科学研究科工学専攻は、先端ものづくり技術、高度情報社会技術、高度な化学バイオ技術及び生存基盤を支える社会技術の高度な教育研究を行うとともに、それらを駆使して持続性社会の創生のために工学分野の多様なニーズに対応できる高度専門技術者、又は研究者を養成することを目的とする。
- 三 持続性社会創生科学研究科農学専攻は、先進的な生物生産技術、バイオテクノロジー、環境保全・修復技術及び経済的・経営的分析に関する高度な教育研究を行うとともに、地域と地球の持続的な発展へ貢献できる高度専門職業人、又は研究者を養成することを目的とする。
- 四 持続性社会創生科学研究科国際乾燥地科学専攻は、乾燥地における気候・生態系、食糧・農業、人間開発及び乾燥地で生じる問題に関する高度な教育研究を行うとともに、自然と調和する循環型社会の創生のために国際的に活動できる高度専門職業人、又は研究者を養成することを目的とする。

(略)

十四 連合農学研究科の各専攻は、生物生産科学、生物環境科学、生物資源科学及び国際乾燥地科学に関する分野で高度な教育研究を行うとともに、専門知識、洞察力、問題解決能力を備えた技術者、又は研究者を養成することを目的とする。

(略)

(連合農学研究科)

第8条 連合農学研究科の教育研究は、鳥取大学(以下「本学」という。)、島根大学及び山口大学(以下「構成大学」という。)の協力により実施するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、第69条第2項及び第3項に規定する教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(収容定員)

第10条 各研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 標準修業年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程(医学系研究科医学専攻及び連合農学研究科を除く。)の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(略)

4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(長期履修学生)

第12条 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第13条 学生は、当該課程の標準修業年限及び長期履修学生として承認された期間の2倍の年数(以下「最長在学年限」という。)を超えて在学することはできない。

- 2 第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により入学を許可された学生は、在学すべき年限として承認等された期間の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできず、かつ、最長在学年限を超えて在学することはできない。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 14 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

- 3 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 15 条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。ただし、連合農学研究科にあつては、配属された構成大学の大学院学則に規定する休業日によるものとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

鳥取大学記念日 6 月 1 日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 前項の休業日のうち、春季、夏季及び冬季の休業日の期間は、学長が別に定める。

- 3 臨時休業日は、その都度これを定める。

第 5 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 16 条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 各研究科は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(学修証明書等)

第 16 条の 2 前条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生又は科目等履修生に対し、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 163 条の 2 に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第 17 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目)

第 18 条 各研究科は、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとし、授業科目、単位数及びその履修方法は、当該研究科において別に定める。

- 2 単位の認定に当たっては、鳥取大学単位認定規則(平成 5 年鳥取大学規則第 2 号)を準用するものとする。ただし、1 単位の授業時間について、各研究科において必要と認める場合には、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 15 条に定めるところにより、当該研究科において別に定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 19 条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 20 条 本大学院は、各研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育方法の特例)

第 21 条 本大学院の課程においては、当該研究科が教育上特別の必要があると認めた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位認定)

第 22 条 授業科目の修得単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

(他の研究科の授業科目履修)

第 23 条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合は、研究科において教育上有益と認め、かつ、他の研究科との協議に基づかなければならない。

(他の大学院等の授業科目履修)

第 24 条 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該他の大学院等との事前の協議に基づき、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、外国の大学院にあつては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

(他の大学院等で修得した単位の認定)

第 25 条 前条の規定により学生が修得した単位は、10 単位を超えない範囲で、第 31 条及び第 32 条に定める課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

(他の大学院等で受ける研究指導)

第 26 条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学院、国際連合大学又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院、国際連合大学又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程(持続性社会創生科学研究科及び医学系研究科の博士前期課程を含む。以下同じ。)の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、外国の大学院にあつては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用する大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条第 1 項又は第 2 項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。)又は国際連合大学の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位のうち、課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、かつ、第 24 条第 1 項及び第 24 条の 2 の規定により修得したものとみなし、又は与える単位のうち、課程修了の要件となる単位として認定する単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(研究科への委任)

第 28 条 第 23 条から前条までの実施に関し必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(教育職員の免許状)

第 29 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により各研究科において取得することができる教育職員の免許状の種類及び教科等は、別表第 2 のとおりとする。

(特別の課程)

第 30 条 学長は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するため、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程の編成等に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(博士課程の修了要件)

第 31 条 (略)

2 博士後期課程の修了要件は、3 年以上在学し、医学系研究科のうち医科学専攻にあつては 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、更に独創的研究に基づく学位論文を提出することとし、また工学研究科にあつては 10 単位以上を修得し、更に特別研究及び特別実験を行い、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と当該研究科委員会において認めた場合には、当該課程に 1 年(標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者にあつては 3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第 16 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3 年から当該課程における在学期間(2 年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

3 連合農学研究科博士課程の修了の要件は、3 年以上在学し、14 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と連合農学研究科委員会において認めた場合には、当該課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

(略)

(修士課程の修了要件)

第 32 条 博士前期課程の修了の要件は、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と当該研究科委員会において認めた場合には、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(略)

(編入学、転入学等における修了の取扱い)

第 33 条 第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により入学を許可された学生の課程の修了は、在学すべき年限以上在学し、当該課程の定める修了要件を満たすこととする。

(大学院における在学期間の短縮)

第 33 条の 2 第 27 条第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位授与)

第 34 条 本大学院の課程を修了した者には、鳥取大学学位規則(昭和 35 年鳥取大学規則第 3 号)の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(学位論文及び最終試験)

第 35 条 学位論文の審査及び最終試験は、各研究科委員会で行う。

(論文博士)

第 36 条 論文を提出して博士論文の審査に合格し、かつ、第 31 条に該当する者と同等以上の学力を有することが確認された者には、第 33 条の規定にかかわらず、博士の学位を授与する。

2 前項の学力認定は、口頭及び筆答による試問とし、外国語は 2 種類を課する。ただし、研究科委員会が認めたときは、1 種類とすることができる。

(学位授与の別規定)

第 37 条 前 3 条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第 7 章 入学、進学、退学、留学、休学、再入学、編入学及び転学

(入学時期)

第 38 条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。ただし、研究科において必要があるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(略)

(修士課程の入学資格)

第 40 条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第 83 条に定める大学の卒業者
 - 二 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 七 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 八 文部科学大臣の指定した者
 - 九 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者がその後に当該研究科に入学する場合において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 十 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第 83 条の大学に文部 科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、当該研究科が定める大学の単位

を優秀な成績で修得したと認めるものを当該研究科に入学させることができる。

(博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格)

第 41 条 医学系研究科若しくは工学研究科の博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(入学願書)

第 42 条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて当該研究科に願出しなければならない。

(入学の選考)

第 43 条 入学を志願した者については、当該研究科の定めるところにより選考を行う。

(入学の手續及び許可)

第 44 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手續を完了した者に入学を許可する。

(博士後期課程への進学)

第 45 条 本大学院の修士課程を修了し、引き続き、本大学院の博士課程又は博士後期課程に進学を志願する者並びに島根大学及び山口大学の大学院修士課程(博士前期課程を含む。)を修了し、引き続き、本大学院連合農学研究科に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(退学)

第 46 条 学生が、病気その他の事由で退学しようとするときは、鳥取大学学生守則(平成 7 年鳥取大学規則第 26 号)第 2 条第 1 項で定める保護者等と連署で学長に願出で許可を受けなければならない。

2 学長は、病気その他の事由で、成業の見込みがないと認めたときは、退学を命ずることができる。

(留学)

第 47 条 第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、外国の大学院に留学を志願する学生は、所属研究科長を経て学長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第 13 条、第 31 条及び第 32 条の在学期間に算入するものとする。

(休学)

第 48 条 学生が、病気又は特別の事由により 2 月以上修学することのできないときは、学長に願出で休学の許可を得なければならない。

2 学生で病気のため修学することが適当でないと認める場合は、学長は、これに休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱い)

第 49 条 休学期間は、引き続き 1 年を超えてはならないものとし、延長の必要があるときは、1 年を限度として休学期間の延長を許可することができる。ただし、別に定める特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 休学期間は、修士課程にあつては通算して2年、医学系研究科博士課程(医科学専攻を除く。)にあつては通算して4年、医学系研究科及び工学研究科の博士後期課程並びに連合農学研究科博士課程にあつては通算して3年を超えることができない。

3 休学した期間は、第13条、第31条及び第32条の在学期間並びに長期履修学生として認められた者並びに第51条第1項及び第2項の規定により入学を許可された者の在学期間に算入しない。

(休学期間中の復学)

第50条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学、編入学及び転入学)

第51条 本大学院研究科を第46条第1項の規定により退学した者又は入学料若しくは授業料未納により除籍処分を受けた者が退学又は除籍後再び入学を志願するときは、選考の上入学を許可することができる。

2 他の大学院研究科又は国際連合大学の課程から編入学及び転入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

3 再入学、編入学及び転入学を志願する者は、前2項に規定するもののほか、入学を志願する者の例による。

(他大学院への転学)

第52条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事情によりこれを許可する。

第8章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生)

第53条 研究科の授業科目を履修することを志願する他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の課程に在学する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき特別聴講学生として入学を許可することができる。ただし、外国の大学院にあつては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

2 特別聴講学生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(特別研究学生)

第54条 研究科において研究指導を受けることを志願する他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の課程に在学する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき特別研究学生として入学を許可することができる。ただし、外国の大学院にあつては、やむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

(科目等履修生)

第55条 研究科の授業科目中、一科目又は数科目の履修を志願する者があるときは、学生の学修に妨げのない限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(聴講生)

第56条 研究科の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を志願する者があるときは、学生の学修に妨げのない限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究生)

第57条 研究科において特殊事項に関して研究に従事しようとする者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学許可は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 研究生の研究期間は、1年以内とする。

4 前項の研究期間を超えて、なお研究を継続しようとする場合は、事情により許可することができる。

(研究科への委任)

第58条 前5条に定めるもののほか、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関し必要な事

項は、当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生等に関する実費)

第 59 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の研究又は実験に要する実費は、別に負担させることができる。

第 9 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料及び入学料の額)

第 60 条 学生の検定料及び入学料の額は、鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則(平成 16 年鳥取大学規則第 70 号。以下「学生等の費用規則」という。)に定める額とする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第 61 条 特別聴講学生、特別研究学生、現職教育のため任命権者の命により派遣されている研究生及び第 45 条の規定により進学した者の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 学長の承認に基づき現職のままで入学した本学附属学校教員(以下「附属学校大学院派遣教員」という。)の入学料は、徴収しない。

(入学料の免除等)

第 61 条の 2 入学前 1 年以内において、入学する者(聴講生、科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下同じ。)の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、又はその他の理由により入学料の納付が著しく困難であると認められるとき、その他入学料の納付を免除することに相当の理由があると認めるときは、別に定めるところにより入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料の納付)

第 62 条 学生の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、各年度に係る授業料は、前期及び後期の 2 期に区分し、前期については 5 月末日までに、後期については 11 月末日までにそれぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収する。

4 特別聴講学生及び聴講生(科目等履修生を含む。)の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、聴講又は履修する当初の月に納付しなければならない。ただし、当該特別聴講学生が授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間の相互単位互換協定(付属書を含む。)又は協議に基づき受け入れる学生及び外国人留学生である場合は、授業料を徴収しないものとする。

5 特別研究学生及び研究生の授業料の額は、学生等の費用規則に定める額とし、受入れ予定期間に応じ 3 月分に相当する額(3 月未満であるときは、その期間分に相当する額)を、当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、当該特別研究学生が授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間の交流協定(付属書を含む。)又は協議に基づき受け入れる学生及び外国人留学生である場合並びに現職教育のため任命権者の命により派遣されている研究生である場合は、授業料を徴収しないものとする。

6 附属学校大学院派遣教員の授業料は、徴収しない。

(退学者の授業料)

第 63 条 退学した者又は退学を命ぜられた者も、その期の授業料は、納付しなければならない。

(休学者の授業料)

第 64 条 休学を許可された者については、休学を開始した日の属する月の翌月(当該休学開始日が月の初日であるときは、

その日の属する月)から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学許可の時期が、当該期の授業料の納付期限後である場合は、その期の授業料は免除しない。

(経済的理由等による授業料の免除等)

第 64 条の 2 学生で経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき、その他授業料の納付を免除することに相当の理由があると認めるときは、別に定めるところにより授業料の全額又は半額を免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(納付した授業料の返付)

第 65 条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 62 条第 2 項及び第 3 項の規定により前期及び後期に係る授業料を納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 62 条第 3 項の規定により授業料を納付した者が、前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付する。

第 10 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 66 条 外国人留学生については、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 67 条 学生で他の模範となる行為のあった者は、表彰する。

(入学料等未納による除籍)

第 67 条の 2 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になり、又はその半額を免除された者が免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しないときは、学長はこれを除籍する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者が猶予期間内に納付すべき入学料を納付しないときは、学長はこれを除籍する。

3 学生が授業料の納付を怠り督促を受けても、なお納付しないときは、学長はこれを除籍する。

(懲戒)

第 68 条 学生で本学の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第 12 章 教員組織

(教員組織)

第 69 条 本大学院(連合農学研究科を除く。)の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授及び准教授(それぞれ客員を含む。)、講師並びに助教をもって充てる。

2 連合農学研究科における授業及び研究指導を担当し、又は分担する教員は、当該研究科の専任教員又は客員教員並びに本学、島根大学及び山口大学に所属する教授、准教授、講師又は助教であって、当該研究科における授業及び研究指導を担当する資格並びに授業及び研究指導の補助を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名する者をもって充てる。

(略)

第 13 章 研究施設及び厚生保健施設

(研究施設等の利用)

第 70 条 学生は、本学の図書館及び研究施設並びに厚生保健施設を利用することができる。

第 14 章 その他

(学則等の準用)

第 71 条 この学則に定めるもののほか、学生に関して必要な事項は、鳥取大学学則、鳥取大学学生守則及び当該学部規則を準用する。

(大学院学則の改廃)

第 72 条 この学則の改廃は、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、役員会において行う。

附 則(略)

1 この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年 9 月 30 日以前の入学者については、この学則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項の規定に基づき、鳥取大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院において修士課程又は持続性社会創生科学研究科若しくは医学系研究科の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院において、博士課程又は医学系研究科若しくは工学研究科の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)を修了した者に授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、前項に定める者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(博士論文の提出)

第4条 前条第4項の規定に基づき、学位授与の申請をする者は、学位申請書に学位論文その他当該研究科所定の関係書類及び学位論文審査手数料57,000円を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程において標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請した場合には、学位論文審査手数料を免除する。

2 前項の学位論文の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返付しない。

(試験)

第5条 前条により学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻学術について、本学大学院の博士課程又は博士後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため、試問を行う。

2 前項の試問は、口頭及び筆答により行い、外国語については2種類を課する。ただし、研究科委員会が認めたときは、1種類とすることができる。

3 本学大学院の医学系研究科博士課程又は共同獣医学研究科博士課程において4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから2年以内に論文を提出するときは、第1項の試問を行わないことがある。

4 本学大学院の医学系研究科若しくは工学研究科の博士後期課程又は連合農学研究科博士課程において3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者(工学研究科にあっては更に特別研究及び特別実験を行った上で退学した者)が、退学したときから3年以内に論文を提出するときは、第1項の試問を行わないことがある。

(論文の審査)

第6条 学位論文の審査は、各研究科委員会において行う。

2 前項の審査に当たっては、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 研究科委員会は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位申請者に対して学位論文の副本、訳本及び標本等の提出を求めることができる。

4 博士の学位論文の審査は、原則として受理後1年以内に終了するものとする。

5 修士の学位論文の審査は、在学期間中に終了するものとする。

(研究科委員会の議決)

第7条 研究科委員会は、第3条第2項から第4項までに規定する当該学位授与の可否について議決する。

2 前項の委員会は、委員総数(海外渡航中の者及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上(連合農学研究科にあつては過半数)の出席がなければ開くことができない。

3 第1項の議決は、出席委員の3分の2以上(連合農学研究科にあつては4分の3以上)の賛成を要する。

(学長への報告)

第8条 教授会が第3条第1項の議決をしたときは、学部長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第9条 学長は、前条の報告に基づき、学位記を授与する。

2 学位記を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

3 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第10までのとおりとする。

4 本学(農学部共同獣医学科を除く。)を卒業した者に交付する学位記の様式は、別紙様式第1又は別紙様式第2のいずれかとする。

(論文の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位授与の前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の議を経て学長の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第11条の2 本学は、学位を授与するに当たっては、別表に掲げる区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

2 第3条第4項の規定により授与される学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定を準用する。

(学位の名称の使用)

第12条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教育研究評議会の議決により学位の授与を取り消すことができる。

(学位授与の報告)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告書を提出するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則(略)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1～第10(略)

別表(第11条の2関係)(略)

鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取大学(以下「本学」という。))におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対処等に関し必要な事項を定めることにより、もって就学、就労、教育及び研究(以下「就学・就労等」という。))に係る環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントその他ハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動をいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 教育上若しくは研究上の地位又は人間関係等の優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育又は研究の適正な範囲を超えて行う不適切な言動をいう。
- 四 パワー・ハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されるものをいう。
- 五 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職務上優位にある職員による、又は職員間における、妊娠、出産、育児、介護に関する制度等の利用又は妊娠したこと等に関する不適切な言動をいう。
- 六 その他ハラスメント 前4号に掲げるもの以外の相手の意に反する不適切な言動をいう。
- 七 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのために、構成員の就学・就労等の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、構成員の就学・就労等において不利益を受けることをいう。
- 八 構成員 本学のすべての役員、職員、学生、生徒、児童、幼児、大学に派遣されている派遣労働者並びにその他大学において修学、教育、研究、研修及び受講する者をいう。
- 九 構成員等 構成員並びに学生等の保護者、患者、及び大学に関係のある業者等をいう。
- 十 職員 本学に勤務するすべての職員をいい、契約職員を含む。
- 十一 部局等 本学の大学経営戦略室、大学評価室、監査室、事務局、地域学部、医学部(医学系研究科を含む。)、工学部(工学研究科を含む。)、農学部、持続性社会創生科学研究科、連合農学研究科、共同獣医学研究科、附属図書館、附属学校部、医学部附属病院、国際乾燥地研究教育機構、教育支援・国際交流推進機構、研究推進機構、とっとりNEXT イノベーションイニシアティブ、地域価値創造研究教育機構、情報戦略機構、染色体工学研究センター、保健管理センター及び技術部をいう。
- 十二 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。ただし、監査室にあつては、事務局長とする。

(大学の責務)

第3条 本学は、ハラスメントが構成員の人権や就学・就労等の権利等を侵害するものであり、あつてはならないものであるという認識のもとに、ハラスメントの防止等に取り組むものとする。

(構成員の責務)

第4条 すべての構成員は、ハラスメントが許されないことを正しく認識して相互に人権を尊重し、ハラスメントの防止に協力しなければならない。

(学長等の責務)

第5条 学長は、構成員に対し、ハラスメントがないキャンパス環境を維持するため、本学におけるハラスメントの防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 部局長は、当該部局等におけるハラスメントの防止等のために必要な措置を講じるものとする。

(監督者の責務)

第6条 構成員を監督する地位にあるものは、ハラスメントを防止し、及び排除するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、構成員のハラスメントに関する注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- 二 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、職場内等にハラスメント又はハラスメントに起因する問題が発生しないよう配慮すること。

(相談窓口)

第7条 本学に、構成員等からのハラスメントに関する相談(以下「相談」という。)に対応するため、相談窓口を置く。

- 2 相談は、ハラスメントを受けた本人のみが行うことができる。ただし、障害等が理由で、本人が相談することが困難である等、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(ハラスメント相談員)

第8条 相談窓口にはハラスメント相談員(相談に対応する職員をいう。以下「相談員」という。)を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 鳥取大学学生相談室相談員のうち、各学部から推薦された教員
 - 二 保健管理センターの教員 1人
 - 三 附属学校部教員 2人
 - 四 総務企画部人事課長
 - 五 米子地区事務部総務課長
 - 六 医学部附属病院看護部長
 - 七 その他学長が指名する者
- 2 前項第2号、第3号及び第7号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 相談員は、学長が任命する。
 - 4 第1項に掲げる者のほか、学長は必要に応じて学外の専門家の中から相談員を置くことができる。

(相談員の任務)

第9条 相談員は、相談に真摯に対応するとともに、当該相談があった事実、当該相談においてハラスメントを受けたものとして申し立てた者(以下「申立者」という。)の意向等について、所定の様式によりハラスメント相談記録を作成し、次条に規定するハラスメント防止・対策委員会委員長に速やかに報告しなければならない。

- 2 相談員は、相談に関する対応能力の向上に努めなければならない。
- 3 相談員の相談への対応方法については、別に定める。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第10条 本学に、ハラスメントを防止し、対策等を講じるため、鳥取大学ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を置く。

- 2 防止・対策委員会は、学長の指示のもとに、次に掲げる事項を審議及び検討する。
 - 一 ハラスメントの防止に関する基本的方針
 - 二 ハラスメントの事実関係の調査、措置及び環境改善等
 - 三 ハラスメントの被害救済等に関し必要な措置
 - 四 ハラスメントの防止に関する研修、支援策等
- 3 防止・対策委員会は、前項の事項について、学長の命を受け必要な措置等を実施することができる。
- 4 防止・対策委員会は、次の者をもって構成する。
 - 一 理事(教育担当)
 - 二 理事(総務担当)

三 各学部の副学部長 各 1 人

四 相談員のうちから学長が指名する者 若干人

五 ハラスメントの防止に関し専門的知識を有する者で学長が指名する者 若干人

六 総務企画部長

七 学生部長

5 前項第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 防止・対策委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

7 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長は、前条第 1 項の規定により相談員から報告があったときは、速やかに防止・対策委員会を招集しなければならない。この場合において、当該事案の申立者若しくは申立者に対してハラスメントを行ったとされる者(以下「被申立者」という。)となった委員又は当該事案の申立者及び被申立者(以下「当事者」という。)との間に特別な利害関係がある委員は、委員会の審議に加わることはできない。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

10 防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 防止・対策委員会は、出席委員の 3 分の 2 以上をもって議決する。

12 防止・対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(緊急措置)

第 11 条 委員長は、第 9 条第 1 項の規定により相談員から報告のあった事案について、緊急の対応を要すると判断した場合は、防止・対策委員会に諮る前に、関係部局長と協議の上、緊急措置を講ずることができる。

2 委員長は、必要に応じ、学長へ前項の事案について報告するものとする。

(関係部局長への調整の要請)

第 12 条 委員長は、第 9 条第 1 項の規定により相談員から報告のあった事案について、関係部局等において当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ることが妥当であると判断した場合は、防止・対策委員会に諮る前に、関係部局長に調整を要請することができる。

2 委員長は、必要に応じ、学長へ前項の事案について報告するものとする。

3 関係部局長は、委員長から調整の要請があった場合は、これに従い適切な措置を講じなければならない。

4 委員長は、調整に当たり、必要と認める場合は、当該事案の相談を受けた相談員に協力を要請することができる。

5 委員長は、当該事案が関係部局長の調整では解決できなかった場合は、防止・対策委員会に諮り適切な措置を講じるものとする。

6 委員長は、当該事案が障害を理由とする差別による人権侵害に当たると判断した場合は、鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(令和 3 年鳥取大学規則第 42 号)に定める障害者差別対策委員会委員長に報告し、適切な措置を依頼するものとする。

(事実関係の調査)

第 13 条 防止・対策委員会は、第 9 条第 1 項の規定により相談員から報告のあった事案について、事実関係を調査する必要があると判断したときは、その調査に当たするため、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 防止・対策委員会は、調査委員会を設置した場合は、申立者にその旨を通知する。

3 調査委員会の委員は、調査対象となる事案に応じて、防止・対策委員会の選考により学長が指名するものとする。ただし、調査の公平性・中立性の観点から、当該事案の相談員又は当該事案の当事者との間に特別な利害関係がある者を指名することはできない。

4 調査委員会の委員には、学外者を加えることができる。

- 5 調査委員会は、必要に応じ委員以外の者の意見を聴くことができるものとする。
- 6 調査委員会は、当事者その他関係者から公正な事情聴取を行い、所定の様式により調査結果を速やかに防止・対策委員会に報告する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が別に定める。
(防止・対策委員会による認定等)

第14条 防止・対策委員会は、前条第6項による報告があったときは、当該報告に基づき、ハラスメントの有無の認定及び講ずべき措置等について審議を行うものとする。

- 2 委員長は、前項による審議の結果を、関係資料を添えて速やかに学長に報告するものとする。
- 3 委員長は、ハラスメントの有無の認定結果及び実施しようとする措置等を速やかに当事者に通知するものとする。
(不服申立て)

第15条 当事者は、前条第3項の規定により通知のあった認定結果に不服があるときは、当該通知を受理した日の翌日から起算して14日以内(ただし、当該期間の末日が休日(鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(平成16年鳥取大学規則第45号)第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。))に該当する場合は、当該末日の直後の休日以外の日を当該期間の末日とする。))に、1回に限り防止・対策委員会に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、書面により行う。
(再調査)

第16条 防止・対策委員会は、前条の規定により当事者から不服申立てがあったときは、当該不服申立てに基づき審議し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、ハラスメント再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設置して再調査を行うものとする。

- 一 調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合
- 二 事実認定に影響を及ぼす新たな証拠が提出された場合
- 三 事実認定に影響を与えた証拠が虚偽であると証明された場合
- 四 その他再調査の実施により事実認定に影響が及ぶと判断される根拠がある場合

2 防止・対策委員会は、再調査を行う場合はその旨を当事者に、再調査を行わない場合はその理由を付して不服申立てを行った者に通知するものとする。

3 再調査委員会の委員の選考及び再調査実施後の防止・対策委員会の手続については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、防止・対策委員会が必要と認めた場合は、当該不服申立てに係る調査委員会の委員の全部又は一部を再調査委員会の委員に指名することができる。

- 4 第2項の通知及び再調査の結果に対する不服申立ては認めない。
(調査結果への対処)

第17条 学長は、第14条第2項(前条第3項の規定により準用する場合を含む。)の報告に基づき、ハラスメントの事実を認定し、かつ、懲戒処分等の必要性を認めた場合は、学内規則に基づき措置を講ずるものとする。

(専門部会)

第18条 防止・対策委員会に、第10条第2項第1号に掲げる事項を専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 前項の専門部会に関し必要な事項は、別に定める。
(不利益取扱の禁止)

第19条 役員及び職員は、相談、相談に係る事実関係の調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(人権の尊重及び守秘義務)

第20条 相談の当事者は、正当な理由なく相談の内容を第三者に伝える等、一方的に関係者のプライバシーを侵し、名誉を傷つけ、人権を損なうような言動を行ってはならない。

2 防止・対策委員会委員，調査委員会委員，相談員その他ハラスメントに起因する問題の解決に向けた諸手続に関与した者(調査委員会で証言を行った者を含む。)は、当事者その他関係者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく知り得た情報を漏らしてはならない。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、関係部局等の協力を得て総務企画部人事課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学学則(平成16年4月9日鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。)第20条及び鳥取大学大学院学則(平成16年4月9日鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。)第12条の規定に基づき、鳥取大学における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)職業を有している者(自ら事業を行っている者及びアルバイト・パートタイムに従事する者を含む。)。ただし、給与の支給を受けて職務を免除されている者及び修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイト・パートタイムに従事する者については、適用を認めない。
- (2)育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3)視覚障害、聴覚障害、肢体障害、その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者
- (4)その他各学部長又は各研究科長(以下「各学部長等」という。)が必要と認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修を行う期間(以下「長期履修期間」という。)のうち修業年限を超えて履修する期間は、1年又は1学期(学則第17条及び大学院学則第14条に定める前期又は後期をいう。)を単位とし、長期履修の開始日は、4月1日又は10月1日とする。

2 長期履修期間は、学則第19条又は大学院学則第11条に定める修業年限又は標準修業年限の2倍の年数から長期履修の開始日前の在学期間を差し引いた期間を限度とする。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、次のとおりとする。

- (1)新たに入学し長期履修を希望する者は、入学手続期間に長期履修申請書(別紙様式第1号)を各学部長等に提出しなければならない。
- (2)入学以後に長期履修を希望する者は長期履修の開始予定日の1か月前までに長期履修申請書(別紙様式第1号)を各学部長等に提出しなければならない。
- 2 卒業(修了)予定日の7か月前を過ぎた者又は学則第19条若しくは大学院学則第11条に定める修業年限若しくは標準修業年限を超えて在学する者は、長期履修の申請を行うことができない。

(許可)

第5条 前条の規定による申請があったときは、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が許可する。

2 各学部長等は、前項の規定により許可したときは、学長へ報告するとともに、当該許可の対象者に許可書を交付する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生で、特別な事情があると認められた者は、長期履修期間の変更を申請することができる。ただし、原則として長期履修期間の変更は1回に限るものとする。

2 長期履修期間を短縮する場合は、短縮後の長期履修の終了予定日から13か月前までに、長期履修変更申請書(別紙様式第2号)(以下「変更申請書」という。)を各学部長等に提出しなければならない。

3 長期履修期間を延長する場合は、延長前の長期履修の終了予定日の13か月前までに、変更申請書を各学部長等に提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、各学部長等が特別な事情があると認める場合、長期履修期間の短縮は、短縮後の長期履修の終了予定日の7か月前までに、長期履修期間の延長は、延長前の長期履修の終了予定日の7か月前までに、変更

申請書を各学部長等に提出すれば足りるものとする。

(長期履修期間変更の許可)

第7条 前条の規定による長期履修期間変更の許可については、第5条の規定を準用する。ただし、長期履修期間を短縮する場合は、長期履修の開始日前の在学期間と変更後の長期履修期間を通算した期間が、学則第19条又は大学院学則第11条に定める修業年限等又は標準修業年限を下回ることはできない。

(資格の喪失)

第8条 第2条に定める長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を各学部長等に申し出なければならない。この場合において、当該学生が在学すべき期間及び最長在学年限は、当該資格を喪失するまでの履修実績を考慮して、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、各学部長等が決定する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条及び鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号)第21条に定める教育方法の特例措置(以下「特例措置」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 特例措置は、次に掲げる学生を対象とする。

- 一 職を有するため、通常の時間帯での授業の履修に専念できない学生
- 二 育児又は介護のため、通常の時間帯での授業の履修に専念できない学生
- 三 その他研究科長が特例措置を必要と認めた学生

(対象授業科目)

第3条 特例措置は、次に掲げるものを除く授業科目を対象とする。

- 一 オンデマンド型の遠隔授業を全日程で行う授業科目
- 二 学外の非常勤講師による対面授業科目

(上限単位数)

第4条 特例措置を実施する授業科目により修得できる単位数の上限は、各専攻が定めるものとする。

(申請方法)

第5条 特例措置を希望する学生は、前期又は後期の履修登録期間開始日の1週間前から授業開始後の1週間以内に、当該指導教員の指導のもとに作成した履修願(別紙様式1)により、研究科長に申請するものとする。

(特例措置の可否の決定)

第6条 研究科長は、前条第1項の申請があった場合は、特例措置の可否及び実施条件について、専攻長を通じて、申請された授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)に別紙様式2による回答を依頼するものとする。ただし、研究科共通科目については、研究科長が直接授業担当教員に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた授業担当教員は、教育効果等を勘案の上、専攻長を通じて研究科長に回答するものとする。ただし、前項ただし書きにより依頼を受けた場合は、直接研究科長に回答するものとする。

3 前項の回答を受けた研究科長は、特例措置の可否及び実施条件を決定し、別紙様式3により当該学生に通知するものとする。

(事情の変化等)

第7条 前条第3項により特例措置を許可された学生(以下「許可学生」という。)は、その後の事情の変化等により、特例措置の可否、実施条件等に変更が生じる場合は、速やかに研究科長に届け出るものとする。

(許可学生との実施方法の協議等)

第8条 第6条第3項により研究科長が特例措置を許可した場合は、特例措置を実施する授業科目の担当教員は、許可学生と実施方法について協議するものとする。

2 第6条第3項により研究科長が特例措置を許可しなかった場合は、当該学生の指導教員は、別の授業科目の履修願作成等を指導し、改めて当該学生は通知があった日から1週間以内に研究科長に申請することができる。

(特例措置の実施方法)

第9条 特例措置を実施する場合の授業形態は、集中講義、次条に定める通常の時間帯以外の時間帯での授業又はリアルタイム型若しくはオンデマンド型の遠隔授業(対面授業を録画したものを含む。)とする。

(通常の時間帯以外の時間帯での授業)

第10条 特例措置として通常の時間帯以外の時間帯での授業を実施する場合は、原則として次に掲げる時間帯で実施するものとする。

- 一 平日 18:00～21:20までの間
- 二 土曜日 8:45～18:00までの間
- 三 長期休業期間の平日 8:45～18:00までの間

(特別研究等の一部特例)

第11条 特別研究、演習等において特例措置を実施する場合は、各専攻が定める教育課程表にかかわらず、可能な限りの授業科目を1年次に履修させ、当該特別研究、演習等による授業科目の一部を2年次に履修させることができるものとする。

(研究場所)

第12条 第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定にかかわらず、研究指導における研究場所の特例措置については、職を有する者を対象とし、学位論文の作成が計画どおり十分進展しており、かつ、在職する企業等に優れた研究施設や設備があり、それを利用した方が成果が上がると思われ、指導教員が認める場合に、特例措置を実施し、在職する企業等においても研究することができるものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、特例措置の実施に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取大学における成績等の評価及びGPA 制度に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学単位認定規則(平成5年鳥取大学規則第2号)その他鳥取大学(以下「本学」という。)における関係規則等に定める成績等の評価又はこれに関連する事項について、本学における成績等の評価及びグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績等の平均値をいう。以下「GPA」という。)制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要項は、成績等の評価及びGPA制度の取扱いについて必要な事項を定めることにより、教育課程を通じて、学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的とする。

(評語、評価基準及びGP)

第3条 学生が履修した授業科目の成績等に関する評語及び基準並びにグレード・ポイント(各評語に与えられる数値。以下「GP」という。)は、次表のとおりとする。

表1 100点満点で採点して成績を判定する授業科目

区分	評語	評点	基 準	GP
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。	4
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。	3
	B	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。	2
	C	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。	1
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。	0

表2 単位の認定ができない授業科目

区分	評語	評点	基 準	GP
不履修	E	無	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。若しくは単位の認定試験を受験していない。(論文及びレポート等の未提出を含む。)又は不正行為により単位が認定されない。	0

表3 可否により成績を判定する授業科目

区分	評語	基 準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

表4 鳥取大学学則(平成16 年鳥取大学規則第55 号)第32 条及び鳥取大学大学院学則(平成16 年鳥取大学規則第56 号)第27 条の規定により既修得単位として認定をした授業科目

区分	評語	基 準
認定	N	到達目標を達成している。

(GPA の種類と算出方法)

第 4 条 GPA は、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標(以下「学期 GPA」という。), 当該学年における学修の状況及び成果を示す指標(以下「学年 GPA」という。), 及び在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標(以下「累積 GPA」という。)の 3 種類とする。

2 学期 GPA, 学年 GPA 及び累積 GPA 算出の計算式は、次の各号に掲げるとおりとし、算出された数値の少数点第 3 位以下は四捨五入するものとする。

一 学期 GPA 算出の計算式

(当該学期の各履修登録科目の単位数×当該科目の GP)の総和

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期における履修登録科目の総単位数}}{\text{}}$$

二 学年 GPA 算出の計算式

(当該学年の各履修登録科目の単位数×当該科目の GP)の総和

$$\text{学年GPA} = \frac{\text{当該学年における履修登録科目の総単位数}}{\text{}}$$

三 累積 GPA 算出の計算式

(在学全期間の各履修登録科目の単位数×当該科目の GP)の総和

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{在学全期間における履修登録科目の総単位数}}{\text{}}$$

(GPA 算出の対象授業科目)

第 5 条 GPA の算出の対象は、各学部・各研究科(以下「学部等」という。)の履修規則等に規定する卒業要件に係る授業科目とする。

2 不正行為により単位が認定されなかった授業科目については、履修歴があったものと取り扱い、GPA 算出の対象とする。

3 不合格と評価された授業科目又は不履修とされた授業科目については、後に再履修によって合格となった場合であっても、不合格又は不履修の際の GP を含めた全ての GP を GPA 算出の対象とする。

4 前3 項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目については、GPA 算出の対象としない。

- 一 可否で成績を判定する授業科目
- 二 鳥取大学学則第 32 条及び鳥取大学大学院学則第 27 条の規定により既修得単位として認定をした授業科目
- 三 学部等において GPA 算出の対象から除外する指定をした授業科目

(休学した学生の履修科目の取扱い)

第 6 条 休学に伴い単位が認定されなかった授業科目は、履修歴がなかったこととして取り扱う。ただし、休学が許可される前に単位が認められた授業科目については、修得単位を認め、GPA 算出の対象とする。

(GPA の表示)

第 7 条 学務支援システムの成績修得状況において、学期 GPA、学年 GPA 及び累積 GPAを表示する。

(GPA の活用)

第 8 条 本学は、GPA を教育内容等の改善、履修指導、学修支援、学生生活支援等に活用するものとする。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、成績評価及び GPA 制度の実施について必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、理事(教育担当)が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、第3条の表に示す評語の S を A に、A を B に、B を C に、C を D に、P を S にそれぞれ読み替えて適用する。
- 3 成績の評価基準(平成20年度第10回教育支援委員会承認)及び受験不正行為により単位を認定されない学生及び学期の途中で休学した学生の履修歴についての申合せ(平成17年度第6回教育支援委員会承認)は廃止する。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項は、鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及び教育コース)

第2条 本研究科の専攻に、履修上の区分として次の教育コースを置く。

専攻名	教育コース名
地域学専攻	地域創生コース, 人間形成コース
工学専攻	機械宇宙工学コース, 情報エレクトロニクスコース, 化学バイオコース, 社会システム土木コース
農学専攻	里地里山環境管理学コース, 植物菌類生産科学コース, 農芸化学コース
国際乾燥地科学専攻	一般コース, 特別コース

(教育目標)

第3条 本研究科は、専門分野における高度な知識・技術と実践的能力を持ち、専門分野を超えた持続性社会創生に関わる幅広い知識に基づく俯瞰的な思考力を身に付け、国内外の社会の様々な場において、持続性社会創生に向けてのイノベーション創出に貢献できる高度専門職業人を養成することを教育目標とし、各専攻の教育目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域学専攻は、個性豊かで持続可能な地域の創生、生涯発達・地域教育に立脚した人間形成のために、地域を総合的に把握する能力を有し、かつ高度で専門的な知識と実践力を兼ね備えた人材を養成することを教育目標とする。

二 工学専攻は、最新科学技術教育と実践教育のもと、先端ものづくり技術、高度情報社会技術、高度な化学バイオ技術、生存基盤を支える社会技術を体系的に修得させるとともに、それらを駆使して持続性社会の創生のために工学分野の多様なニーズに対応できる高度専門技術者・研究者を養成することを教育目標とする。

三 農学専攻は、生物資源の取り扱いに関する正しい知識と倫理感を備え、先進的な生物生産技術、バイオテクノロジーや環境保全・修復技術、経済的・経営的分析に関する知識と技術を修得し、問題点を多角的に捉える学際性をもって地域と地球の持続的な発展に貢献する人材を養成することを教育目標とする。

四 国際乾燥地科学専攻は、乾燥地における農業、環境保全に関する知識・技術を修得し、併せて多様な文化や住民の生活の質に関わる人文・社会科学の知識を身に付け、地球規模で生じている自然及び人類的課題の解決策をグローバルな視点によって導き出し、自然と調和する循環型社会の創生のために国際的に活動できる人材を養成することを教育目標とする。

(修了要件)

第4条 本研究科の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

ただし、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に基づき、特に優れた業績をあげ、大学院に1年以上在籍した者については、在学期間を2年未満とすることができる。

また、大学院学則第12条の規定による長期履修制度による場合の在学期間は、最長4年間とする。

(授業及び研究指導)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育課程)第6条 前条の授業科目に係る教育課程表は、各専攻において定める。

(指導教員等)

第7条 専攻長は、授業科目の履修、学位論文の作成等に関し指導助言を行うため、当該専攻に入学した学生に指導教員を置く。

2 専攻長は、前項の指導教員に加えて、指導教員を補助する副指導教員を置くことができる。

3 専攻長は、各専攻が定める会議の議を経て、前2項に掲げる指導教員及び副指導教員を指名する。

4 指導教員は、毎年学生が作成した研究計画に基づき、各専攻が定める様式の研究指導計画書を作成し、学生に研究題目及び指導計画を明示するものとする。

(他の大学院等又は特別の課程における単位の認定等)

第8条 本研究科における大学院学則第24条及び第24条の2の規定に基づく他の大学院等で修得した単位の認定及び特別の課程の学修に対する単位の授与にあつては、各専攻において教育上有益であると認めることをもって、本研究科において教育上有益であると認めたものとする。

2 前項の規定により認定し、又は授与する単位のうち、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる単位数は、各専攻が定める範囲とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 本研究科における大学院学則第27条の規定に基づく入学前の既修得単位の認定にあつては、各専攻において教育上有益であると認めることをもって、本研究科において教育上有益であると認めたものとする。

2 前項の規定により認定する単位のうち、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる単位数は、各専攻が定める範囲とする。

3 第1項の規定により単位を認定された学生は、大学院学則第33条の2の規定に基づき、専攻において定める期間について在学したものとみなすことができる。

(教育方法の特例)

第10条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育職員の免許状)

第11条 教育職員免許法に定める免許状取得を希望する者は、各専攻が定める所定の単位を修得しなければならない。

(鳥取大学地域戦略プログラム)

第12条 持続可能な社会の創生に関する知識を広げるために、鳥取大学の強み・特色である乾燥地開発と地域創生について体系的に学び、ユニークな人材を養成するため、本研究科に鳥取大学地域戦略プログラムを置く。

2 鳥取大学地域戦略プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第13条 本研究科の学生で、本研究科の他の専攻への転専攻を志願する者があるときは、当該専攻に欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(修士論文)

第14条 修士論文を提出できる者は、課程修了に必要な30単位以上を修得した者又は修得見込みの者であつて、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 修士論文審査及び最終試験に関する取扱いは、各専攻において別に定める。

(課程修了の判定)

第15条 研究科長は、各専攻から課程修了の可否に係る報告を受けて研究科委員会でその可否を判定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(専攻への委任)

第16条 第4条から第14条まで(第12条を除く。)の規定の実施に関し必要な事項は、各専攻において別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科学生交流実施細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第22条から第26条並びに第53条及び第54条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「派遣学生」とは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科(以下「本研究科」という。)の学生で他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)の授業科目を履修する者並びに本研究科の学生で他の大学院又は研究所等において研究指導を受ける者をいう。この場合において、外国の大学院には高等教育研究機関を含むものとする。

2 この細則において、「受入学生」とは特別聴講学生及び特別研究学生をいう。

3 この細則において、「特別聴講学生」とは、他の大学院の学生で本研究科の授業科目を履修する者をいう。

4 この細則において、「特別研究学生」とは、他の大学院の学生で本研究科の研究指導を受ける者をいう。

5 この細則において、「他の大学院の長」とは、大学間協議における協議機関の長をいう。

(範囲)

第3条 この細則において、学生の交流は、履修できる授業科目の範囲、研究指導の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い、その他必要とする事項についての協議(以下「大学間協議」という。)が成立した他の大学院との間で行う。ただし、外国の大学院にあってはやむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

2 前項の大学間協議は、鳥取大学長が行うもののほか、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科長(以下「研究科長」という。)が行う。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、指導教員の許可を得て、派遣学生許可願(別紙様式1号)に、大学間協議に基づく必要書類を添えて、研究科長に願い出なければならない。

2 前項の願い出の時期は大学間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 前条の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が派遣を許可する。ただし、外国の大学院に留学する学生については、大学院学則第47条第1項による。

2 研究科長は、派遣を許可したとき又は前項ただし書きの許可があったときは、大学間協議に基づき他の大学院の長に受入れを依頼するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣学生の留学期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が事情やむを得ないと認めたときは、他の大学院の長と協議のうえ、さらに1年以内の派遣期間の延長を認めることができる。ただし、他の大学院又は研究所等において研究指導を受ける者は、通算して1年を超えることができない。

3 工学専攻においては、前項の規定は適用しない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する派遣期間は、本研究科の修業年限及び在学期間に算入する。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で本研究科にて修得したものとみなすことができる。ただし、当

分の間その単位数は当該専攻において定めるものとする。

2 前項の単位の認定は、他の大学の長の交付する学業成績証明書により研究科委員会が行う。

(派遣の終了)

第9条 派遣学生は、派遣期間の終了したときは、ただちに研究科長に所定の報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第10条 派遣学生は本学に正規の授業料を納付するとともに、他の大学院の定めるところにより授業料等を納付しなければならない。

(派遣の中止)

第11条 研究科長は、他の大学院の長から受入れの取消しの通知を受けたときは、派遣を中止するものとする。

第3章 受入学生

(出願手続)

第12条 特別聴講学生又は特別研究学生を志願する者は、「特別聴講学生入学願」(別紙様式2-1)又は「特別研究学生入学願」(別紙様式3-1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、専攻が定める所定の日までに、所属大学院の長を通じて研究科長に願い出なければならない。

(1)履歴書(特別研究学生のみ)

(2)成績証明書(所属大学等が作成したもの)

(3)健康診断書

(4)推薦書(所属大学等の研究科長相当以上の役職者によるもの)

2 前項の規定にかかわらず、外国の大学院の学生の出願手続については、「特別聴講学生受入許可願」(別紙様式2-2)又は「特別研究学生受入許可願」(別紙様式3-2)に、前項各号に掲げる書類を添えて、専攻が定める所定の日までに、所属大学院の長を通じて研究科長に願い出なければならないものとし、また、次条の研究科委員会の議を経たものについては、「特別聴講学生入学願」又は「特別研究学生入学願」(別紙様式3-3)を提出しなければならない。

(入学の許可)

第13条 前条の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が入学を許可する。

2 研究科長は入学を許可したときは、大学間協議に基づき、他の大学院の長に通知するものとする。

(受入期間)

第14条 受入学生の受入期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が事情やむを得ないと認めたときは、他の大学院の長との協議に基づき、さらに1年以内の受入期間の延長を認めることができる。ただし、特別研究学生は、通算して1年を超えることができない。

(単位の授与)

第15条 特別聴講学生には、別に定めるところにより、所定の単位を与えるものとする。

(学生証)

第16条 受入学生は、学生証又は身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(除籍)

第17条 研究科長は、受入学生が成業の見込みのないとき、本学の規則に反する行為があったとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、研究科委員会の議を経て除籍することがある。

第4章 雑則

第18条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科科目等履修生、聴講生及び研究生規程

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における科目等履修生、聴講生及び研究生(以下「科目等履修生等」という。)に関する事項は、鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(出願資格)

第2条 科目等履修生等を志願することのできる者は、大学院学則第40条に該当する資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生等を志願する者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、所定の期間内に研究科長に提出しなければならない。ただし、聴講生を志願する者は、第4号及び第5号の書類の提出を省略することができる。

- 一 入学志願票(所定の用紙)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業(修了)証明書
- 四 成績証明書
- 五 所属長の承諾書(有職者のみ)

2 科目等履修生又は聴講生を志願する者は、予め履修又は聴講しようとする授業科目の担当教員の承諾を、また研究生を志願する者は、予め研究指導を受ける教員の承諾を得なければならない。

(選考方法)

第4条 科目等履修生等の受入の可否は、専攻会議の議に基づき行うものとする。ただし、科目等履修生又は聴講生が、研究科共通科目又は2以上の専攻にかかる専門科目の履修を希望する場合は、研究科委員会の議に基づき行うものとする。

(入学手続)

第5条 科目等履修生等は、入学を許可された日から定められた期間内に、所定の入学手続きをしなければならない。

(履修方法)

第6条 科目等履修生及び聴講生の履修方法は、各専攻で別に定める。

(単位の認定)

第7条 科目等履修生の単位の認定は、各専攻で別に定める。

(単位修得証明書等)

第8条 研究科長は、次の場合証明書を交付することができる。

- 一 科目等履修生が単位を修得し、その証明を願い出たとき。
- 二 研究生が研究事項について、証明を願い出たとき。

(雑則)

第9条 第6条、第7条を除き、他科目等履修生等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における鳥取大学地域戦略プログラム実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則(平成29年鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科規則第1号。以下「研究科規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、鳥取大学地域戦略プログラム(以下「地域戦略プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域戦略プログラムの構成)

第2条 地域戦略プログラムは、乾燥地開発プログラム及び地域創生プログラム(以下「各プログラム」という。)に区分し、各プログラムは、別表に定める授業科目群により構成する。

(修了要件等)

第3条 各プログラムの修了の要件は、別表に定める授業科目群の中から5単位以上を修得することとする。

2 前項により修得した単位は、研究科規則第4条に規定する修了要件の修得単位とすることができるものとする。

(履修対象の学生)

第4条 各プログラムの履修の対象となる学生は、次に掲げるとおりとする。

- 一 乾燥地開発プログラム 国際乾燥地科学専攻以外の学生
- 二 地域創生プログラム 地域学専攻地域創生コース地域創造分野以外の学生

(履修申請)

第5条 各プログラムの履修は、学生の任意によるものとし、その申請方法は、授業科目の所定の履修手続により行うものとする。

(修了認定証の授与)

第6条 各プログラムの修了の判定は、研究科委員会において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙様式のとおりにする。

(事務)

第7条 この要項に関する事務は、学生部教育支援課において行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、地域戦略プログラムの実施に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における鳥取大学地域戦略プログラム実施要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別表)

プログラム区分	授業科目群(単位数)
乾燥地開発プログラム	[研究科共通科目] 持続性社会創生科学概論1(1単位) 国際乾燥地科学特論Ⅰ・Ⅱ(各2単位) 国際乾燥地科学特論Ⅲ(1単位) 国際協力特論(1単位) 国際交流と異文化理解(1単位) [国際乾燥地科学専攻・専門科目] 乾燥地環境評価学特論(2単位) 国際農業開発学特論(2単位)
地域創生プログラム	[研究科共通科目] 持続性社会創生科学概論2(1単位) 地域経済学特論Ⅰ・Ⅱ(各2単位) コミュニティ特論(2単位) [地域学専攻・専門科目] 地域福祉学特論(2単位) 地域政治学特論(2単位)

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻履修規程

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻(以下「本専攻」という。)における授業科目の履修及び研究指導等については、鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(担当教員)

第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行うため、専攻長は、学生1人ごとに教育研究分野と3人の担当教員を定める。

- 2 担当教員のうち、1人を主担当教員とし、教育研究分野教員をもって充てる。
- 3 担当教員のうち、2人を副担当教員とし、このうち1人は、他専攻の教員であつてもよいものとする。
- 4 担当教員のうち、2人以上は研究指導教員資格者でなければならない。
- 5 学修上又は研究指導上必要がある場合は、担当教員を変更することができる。

(研究指導)

第3条 研究指導の内容は、学生1人ごとに定めるものとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 本専攻の教育課程は、別表第1の教育課程表に示すとおりとする。

2 私費外国人留学生、JICA 研修員受入プログラム及び菌類きのご資源利用科学特別プログラムの教育課程は、別表第2及び別表第3、4の教育課程表に示すとおりとする。

第5条 教育課程表に定める必修単位を含めて、合計30単位以上を履修しなければならない。

2 他専攻で開設されている授業科目の履修を希望する場合は、主担当教員の承諾を得た後、当該副専攻長に願い出るものとする。

(履修手続)

第6条 学生は、毎学期所定の期日までに履修しようとする授業科目を、所定の方法により登録しなければならない。

第7条 学生は、主担当教員の指導の下、毎年度所定の期日までに別紙様式1-1又は別紙様式1-2に定める指導計画書及び別紙様式1-3に定める指導報告書を専攻長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 授業科目の単位の認定については、別に定める本専攻の単位認定及び試験に関する規程(平成29年鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻規則第5号)に基づき行う。

(他の大学院等又は特別の課程における単位の認定等)

第8条の2 大学院学則第24条及び第24条の2に規定する他の大学院等で修得した単位の認定及び特別の課程の学修に対する単位の授与は、当該学生が所属するコースにおいてあらかじめ審査の上、専攻運営会議が行う。

2 前項の規定により修得したものと認定し、又は授与する単位は、大学院学則第25条で規定する単位数の上限を超えない範囲で第5条に定める課程修了の要件となる単位数として認定することができる。

(既修得単位の認定等)

第9条 大学院学則第27条に規定する本専攻に入学した学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位等の認定は、当該学生が所属するコースにおいてあらかじめ審査の上、専攻運営会議が行う。

2 前項の規定により修得したものと認定された授業科目の単位は、編入学、転学等の場合を除き、鳥取大学大学院(以下「本大学院」という。)において修得した単位以外のものについて、大学院学則第27条第2項で規定する単位数の上限を超えない範囲で第5条に定める課程修了の要件となる授業科目の単位数として認定することができる。ただし、この場合において前条第2項の規定により課程修了の要件として認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 大学院学則第27条の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、本専攻の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、大学院学則第33条の2の規定により1年を超えない範囲で本専攻に在学したものとみなすことができる。

4 前項の規定により本専攻に在学したものとみなすことができる期間は、専攻運営会議においてあらかじめ審査の上、専攻会議が定める。

(学位論文の審査等)

第10条 本専攻の学位論文審査及び最終試験に関する取扱いとは別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1～4（略）

別紙様式 1-1

年度 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻
研究指導計画書（1年生用）

学生番号		所 属	専 攻	農学専攻	入学年度	年度
学生氏名 (自署)			コ ー ス			
			教類研究分野			
修士論文題目						
指導 計画	主担当教員					
	副担当教員 ①					
	副担当教員 ②					
主担当教員氏名※		副担当教員①氏名※		副担当教員②氏名※		
印		印		印		

※自署の場合、押印は不要

別紙様式 1-2

年度 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻
研究指導計画書（2年生用）

学生番号		所 属	専 攻	農学専攻	入学年度	年度
学生氏名 (自署)			コ ー ス			
			教類研究分野			
修士論文題目						
1 年 次	主担当教員	副担当教員①	副担当教員②			
担当教員氏名						
指導 計画	主担当教員					
	副担当教員 ①					
	副担当教員 ②					
主担当教員氏名※		副担当教員①氏名※		副担当教員②氏名※		
印		印		印		

※自署の場合、押印は不要

別紙様式 1-3

年度 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻
研究指導報告書

学生番号		所 属	専 攻	農学専攻	入学年度	年度
学生氏名 (自署)			コ ー ス			
			教類研究分野			
修士論文題目						
指導 報告	主担当教員					
	副担当教員 ①					
	副担当教員 ②					
主担当教員氏名※		副担当教員①氏名※		副担当教員②氏名※		
印		印		印		

※自署の場合、押印は不要

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻単位認定及び試験に関する規程

第1条 授業科目の単位認定の基礎となる1単位当たりの授業時間数は、鳥取大学単位認定規則(平成5年鳥取大学規則第2号)に基づき次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 講義 | 15時間 |
| (2) 演習 | 30時間 |
| (3) 実験, 実習及び実技 | 45時間 |

2 学年を前期及び後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで(15週)、後期は10月1日から3月31日まで(15週)とする。

3 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

4 前期の前半を第1クォーター、後半を第2クォーター、後期の前半を第3クォーター、後半を第4クォーターとする。

5 授業時間は90分を1時限とする。

第2条 学生の出席時間数が前条第1項の規定の5分の4に満たない者については、単位の認定を行わない。ただし、特別の事情を届け出て認められた者にあつては、同項の規定の5分の3以上出席した者についても、単位の認定を行うことができる。

2 前項の届出は、欠席届に、病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は理由書及びそれを証明する書類を添えて、主担当教員の認印を得て、授業科目の担当教員へ提出しなければならない。

第3条 単位の認定は、100点満点で採点して、60点以上を合格とする。

2 成績は、S、A、B、C、Fをもって表し、Fは不合格とする。Sは90点以上、Aは80点～89点、Bは70点～79点、Cは60点～69点、Fは59点以下とする。

第4条 授業の完了した科目については、試験を実施する。ただし、論文、報告書、平常成績等をもって試験に代えることができる。

2 試験に合格と判定された授業科目は理由の如何にかかわらず取消しは行わない。

第5条 特別の事情で試験を受験できなかった者については、追試験を行うことができる。

2 追試験を受けようとする者は、当該試験終了後1週間以内に追試験願に、病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は理由書及びそれを証明する書類を添えて、主担当教員の認印を得て、授業科目の担当教員へ提出しなければならない。

3 追試験の実施については、授業科目の担当教員の指示による。

第6条 修了判定の時に所定の単位を修得していない者のうち、基幹科目及び展開科目について合わせて2単位以内の未修得者に対しては、最終学年において受験した科目のうち1科目1回に限り再試験を行うことができる。この場合において、再試験を受けようとする者は、再試験願を再試験該当者と認定された日の翌日から所定の期日までに、当該授業科目の担当教員の承認を得て、専攻長に提出しなければならない。

2 再試験に合格した場合の成績は、60点とする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日以前の入学者については、この規程による改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻の学位論文審査及び 最終試験に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻履修規程(平成29年鳥取大学持続性社会創生科学研究科農学専攻規則第4号)第10条の規定に基づき、学位論文審査及び最終試験に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(論文の提出)

第2条 学位論文(以下「論文」という。)を提出できる者は、課程修了に必要な30単位以上を修得した者又は修得見込みの者であつて、かつ、担当教員による必要な研究指導を受けた者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、1月末日までに別紙様式1に定める学位論文審査願に論文3部を添え、主担当教員(教育研究分野教員)を経て専攻長に提出するものとする。ただし、10月入学者及び修業年限を超えて在学する者のうち9月に修了を希望する者は、7月10日までに提出するものとする。

(審査の方法)

第3条 専攻長は、受理した論文の審査を審査委員に付託する。

2 審査委員は、論文を審査する。

(審査委員)

第4条 審査委員は3人以上をもって構成し、主査及び2人以上の副査とする。ただし、主査及び1人以上の副査は研究指導教員資格を有する教員でなければならない。また、副査には、研究指導補助教員資格を有する者を加えることができる。

2 主担当教員は、専攻運営会議の議を経て、別紙様式2に定める学位論文審査委員推薦書をもって審査委員を専攻長に推薦するものとする。

3 担当教員は、審査委員を兼ねることができる。

(最終試験)

第5条 最終試験は論文審査を終了した後、論文を中心としこれに関連ある科目について審査委員が口頭又は筆記により行う。

(報告)

第6条 審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を専攻運営会議及び専攻長に報告するものとする。

第7条 専攻長は、前項の報告を受けたときは、専攻会議の議を経て、その結果を持続性社会創生科学研究科研究科長に報告するものとする。

(合格後の手続等)

第8条 学生は、審査に合格したときは、当該論文を所定の手続を経て、所属するコースの副専攻長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年10月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式 1

学位論文審査願

年 月 日

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科
農学専攻長 殿

年度入学
学生番号
持続性社会創生科学研究科農学専攻
氏名 (自署)

このたび鳥取大学大学院学則第32条により下記学位論文を提出しますので、
ご審査くださいますようお願いいたします。

記

修士論文題目

主担当教員氏名※	印
副担当教員①氏名※	印
副担当教員②氏名※	印

※自署の場合、押印は不要

別紙様式 2

学位論文審査委員推薦書

年 月 日

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科
農学専攻長 殿

主担当教員氏名※ 印

このたび下記学位論文の審査委員を推薦いたします。

記

1. 学生氏名
年度入学 学生番号

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻

氏 名

修士論文題目

2. 推薦する審査委員

主査教員氏名※	印
副査教員氏名※	印
副査教員氏名※	印

※自署の場合、押印は不要

学位論文作成要領

1. 規格
A4判 (210×297 mmとする。)

2. 表紙
表紙には下記事項を記載すること。

学位論文

(題 名)

年度

鳥取大学大学院
持続性社会創生科学研究科

農学専攻

氏名

3. 本文
(1)横書きにすること。
(2)ページ数を記入し、目次を作成すること。

4. 製本
左とじとすること。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における早期修了にかかる取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号)第32条ただし書きの規定に基づき、持続性社会創生科学研究科農学専攻(以下「本専攻」という。)における標準修業年限未満の在学期間での修了(以下「早期修了」という。)にかかる取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(早期修了の時期)

第2条 早期修了は、学期の区分により1年次後期をもって修了とするもの(以下「1年次早期修了」という。)及び2年次前期をもって修了とするもの(以下「2年次前期早期修了」という。)とする。

(早期修了の要件)

第3条 早期修了を希望する学生は、次条に定める申請書提出時に次の各号の要件を満たしていなければならない。

- 一 査読付き学術論文(共著論文の場合は、申請者が筆頭著者であるものに限る。)を1編以上発表していること
- 二 修了に必要な単位のうち、1年次早期修了の場合は15単位以上、2年次前期早期修了の場合は20単位以上を取得し、かつ履修した全ての授業科目の成績が90点以上であること
- 三 TOEIC のスコアが730点以上又は TOEFL のスコアが550点以上であること。ただし、TOEIC 及び TOEFL のスコアは、申請時から起算して2年以内のものに限る。

(申請の手続)

第4条 早期修了を希望する学生は、前条各号の要件を証明する書類及び主担当教員の所見(以下「申請書類」という。)を専攻長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書類の提出期限は、1年次早期修了については1年次前期の成績開示後、2年次前期早期修了については1年次後期の成績開示後のそれぞれ3日以内とする。

(早期修了候補者の決定及び推薦)

第5条 専攻長は、申請書類に基づき、専攻運営会議における審査及び専攻会議における承認を経て、当該学生を早期修了の候補者(以下「早期修了候補者」という。)に決定したときは、当該早期修了候補者を持続性社会創生科学研究科長に推薦する。

(修了要件)

第6条 専攻長は、早期修了候補者が第2条に定める時期に次の各号の要件を満たしている場合に、本専攻の課程の修了要件を満たしたものとみなして、専攻会議に報告し、承認を得るものとする。

- 一 修了に必要な30単位(必修科目を含む。)を取得し、かつ履修した全ての授業科目の成績が90点以上であること。
- 二 必要な研究指導を受けかつ修士論文の審査に合格していること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度に入学する者から適用する。

鳥取大学持続性社会創生科学研究科農学専攻教育職員免許状関係授業科目履修規程

趣旨

第1条 教育職員免許法に定める免許状(以下「免許状」という。)取得を希望する者(以下「取得希望者」という。)は、別に定めるもののほか、この規程により所定の単位を修得しなければならない。

取得できる免許状

第2条 鳥取大学持続性社会創生科学研究科農学専攻の学生が取得できる免許状は、次のとおりである。

中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	農業

単位の修得

第3条 免許状の取得希望者は、別表第1及び別表第2に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の規程にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の規程にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の規程にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の規程にかかわらずなお従前の例による。

別表第1 基礎資格及び最低修得単位数等

免許状の種類	教科	基礎資格	有することを必要とする免許状の種類 (取得要件を満たしている場合を含む。)	最低修得単位数
				大学が独自に設定する科目
中学校教諭専修免許状	理科	修士の学位を有すること	中学校教諭一種免許状(理科)	24単位
高等学校教諭専修免許状	理科		高等学校教諭一種免許状(理科)	24単位
	農業		高等学校教諭一種免許状(農業)	24単位

備考:1 「大学が独自に設定する科目」については、別表第2に基づき「教科及び教科の指導法に関する科目」を修得すること。

2 基礎資格の「修士の学位を有すること」には、大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院に1年以上在学

し、30単位以上修得した場合を含む。

3 専修免許状取得を希望する者で次に該当する者は、農学部教務係に問い合わせること。

- ① 一種免許状取得の際(又は取得要件を満たす際)に教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(日本国憲法2単位, 体育2単位, 外国語コミュニケーション2単位, 情報機器の操作2単位)を修得していない者
- ② 中学校教諭一種免許状取得の際(又は取得要件を満たす際)に介護等体験を終了していない者
- ③ 大学を卒業せず本研究科に入学した者

別表第2 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 中学校理科及び高等学校理科の教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位数
国際乾燥地科学特論Ⅰ(環境)	2
グリーンサステナブルケミストリー特論	1
応用昆虫学特論	2
食品・栄養化学特論	2
植物生理学特論	2
生体制御化学特論	2
天然物化学特論	2
有機合成化学特論	2
実験動物学特論	2
微生物遺伝育種学特論	2
菌類分類学特論	2
植物遺伝育種学特論	2
菌類環境保全学特論	2
細胞生物学特論	2
自然再生・生態学特論	2
地形・地質環境学特論	2
土壤生態学特論	2
景観生態学特論	2
樹木生理学特論	2

(2) 高等学校農業の教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位数
国際乾燥地科学特論Ⅱ(食糧・農業)	2
生命環境農学特論Ⅰ(里地里山環境)	2
生命環境農学特論Ⅱ(生産資源環境)	2
生命環境農学特論Ⅲ(生命環境科学)	2
発酵・酵素利用学特論	2
作物学特論	2
植物病理学特論	2
園芸学特論	2
圃場管理学特論	2
畜産学特論	2
環境木材利用学特論	2
森林水文学特論	2
食品流通学特論	2
消費者行動学特論	2
農業経営学特論	2
育林学特論	2
アグリビジネス会計学特論	2

備考

取得を希望する免許教科に応じて、計24単位以上修得すること。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における研究科共通科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2 研究科共通科目の成績は、次の基準に基づき評価するものとする。

評 価		評 点	基 準
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。
	B	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。
	C	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。

〈合否による科目〉

評 価		基 準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

〈成績の評価ができない科目〉

不履修	E	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。または、単位の認定試験を受験していない。(論文及びレポート等の未提出を含む)
-----	---	--

(成績評価基準と方法の周知)

第3 研究科共通科目の授業担当教員は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

(成績の報告)

第4 研究科共通科目の授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後原則として1週間以内に「成績評価確認願」(別紙様式)により申立てを行うことができる。

- 一 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、研究科長を責任者とし、疑義申立ての窓口は、学生部教育支援課とする。ただし、責任者が事故等特別な事情により対応することができない場合は、副研究科長がその職務を代理する。

なお、学生は、授業担当教員に直接申立てを行うことはできない。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員に疑義に対する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

- 3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、直ちに「教員回答書」(別紙様式2)により回答を行うものとする。
- 4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、責任者は、授業担当教員との調整が困難である場合、持続性社会創生科学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において疑義申立ての正当性を判断し、疑義に対する回答を行うものとする。

(成績評価の修正等)

- 第7 疑義申立ての結果及びその他の事情により成績評価の修正等が生じた場合、授業担当教員は学生部教育支援課において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

- 第8 この申合せに定めるもののほか、研究科共通科目の成績評価に関し必要な事項は、研究科委員会において審議し決定するものとする。

附 記

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 記

この申合せは、平成30年11月28日から施行する。

附 記

この申合せは、令和2年2月26日から施行する。

附 記

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における専門科目の成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻における専門科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2条 専門科目の成績は、次の基準に基づき評価するものとする。

[100点満点で採点して成績を判定する授業科目]

評 点	基 準		
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。
	B	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。
	C	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。

[可否により成績を判定する授業科目]

評 価	基 準	
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

[単位の認定を行わない授業科目]

不履修	E	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。または、単位の認定試験を受験していない。(論文及びレポート等の未提出を含む)
-----	---	--

[鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号)第27条の規定により既修得単位として認定された科目]

認定	N	到達目標を達成している。
----	---	--------------

(成績評価基準と方法の周知)

第3条 専門科目の授業担当教員は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

2 専門科目の授業担当教員は、必要に応じ、期末試験の模範解答等を受講者に公開し、成績に疑義が生じないように努めるものとする。

(成績の報告)

第4条 専門科目の授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5条 学生が、自らの成績評価に関して、シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義がある場合は、当該授業科目の成績公開後 1 週間以内に「成績評価確認願」(別紙様式 1)により申立てを行うことができる。

(疑義申立てへの対応)

第6条 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、所属するコースの副専攻長を責任者とし、疑義申立ての窓口は、農学部教務係とする。ただし、責任者が授業担当教員である場合及び責任者が事故等特別な事情により対応することができない場合は、他の副専攻長がその職務を代理する。

なお、学生は、授業担当教員に直接申立てを行うことはできない。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員に疑義に対する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5条に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、直ちに「教員回答書」(別紙様式 2)により回答を行うものとする。

4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、責任者は、授業担当教員との調整が困難である場合、専攻運営会議において疑義申立ての正当性を判断し、疑義に対する回答を行うものとする。

(成績評価の修正等)

第7条 疑義申立ての結果及びその他の事情により成績評価の修正等が生じた場合、授業担当教員は農学部教務係において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門科目の成績評価に関し必要な事項は、専攻運営会議の議を経て、専攻長が定めるものとする。

附 記

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 記

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 記

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 記

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 記

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日以前の入学者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建物配置図



鳥取大学

鳥取地区キャンパスマップ

湖山池

ラグビー場
サッカー場

陸上競技場

野球場

馬場

湖山川

附属学校
運動場

附属中学校

附属小学校

バードピア

サークル部室

第2体育館

第1体育館

武道館

テニスコート

弓道場

大熊段古墳

芸術文化センター

教員養成センター

湖山クラブ

P 第1駐車場

ゲート 入口

タクシー乗降場

警務員室

正門

広報センター

時計台

地域学部

キャンパスコナー

図書館

学生会館

共通教育棟

三浦古墳

農学部・大学院連合農学研究科

ベンチャービジネス
ラボラトリー

ものづくり
教育実践センター

情報戦略機構

菌類のこ
遺伝資源研究センター

フィールド
サイエンスセンター

動物医療センター

保健管理センター

研究推進機構・
地域価値創造研究教育機構

納品検収センター

ゲート 出口

P 第2駐車場

JR山陰本線

JR鳥取大学前駅

←鳥取方面

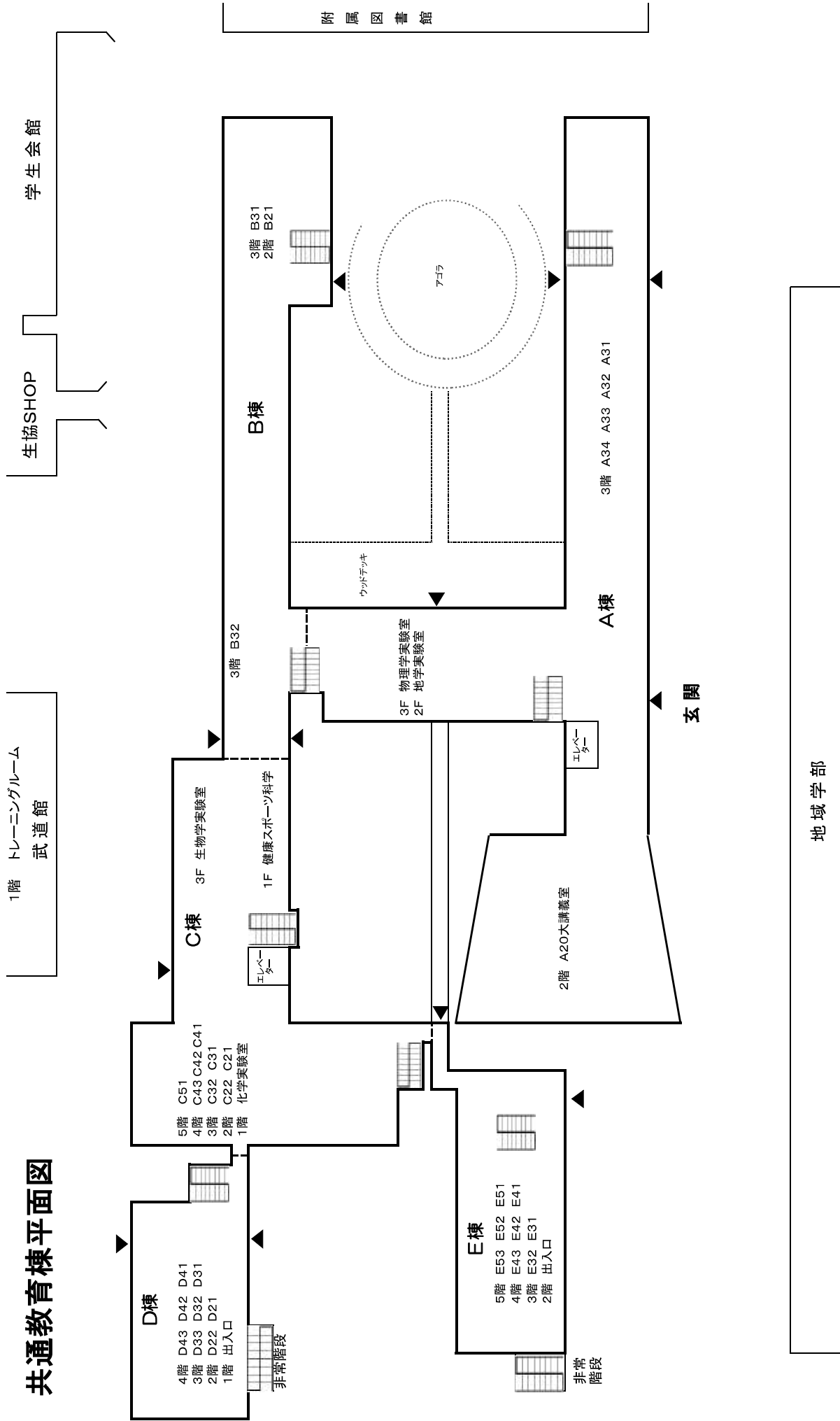
→米子方面



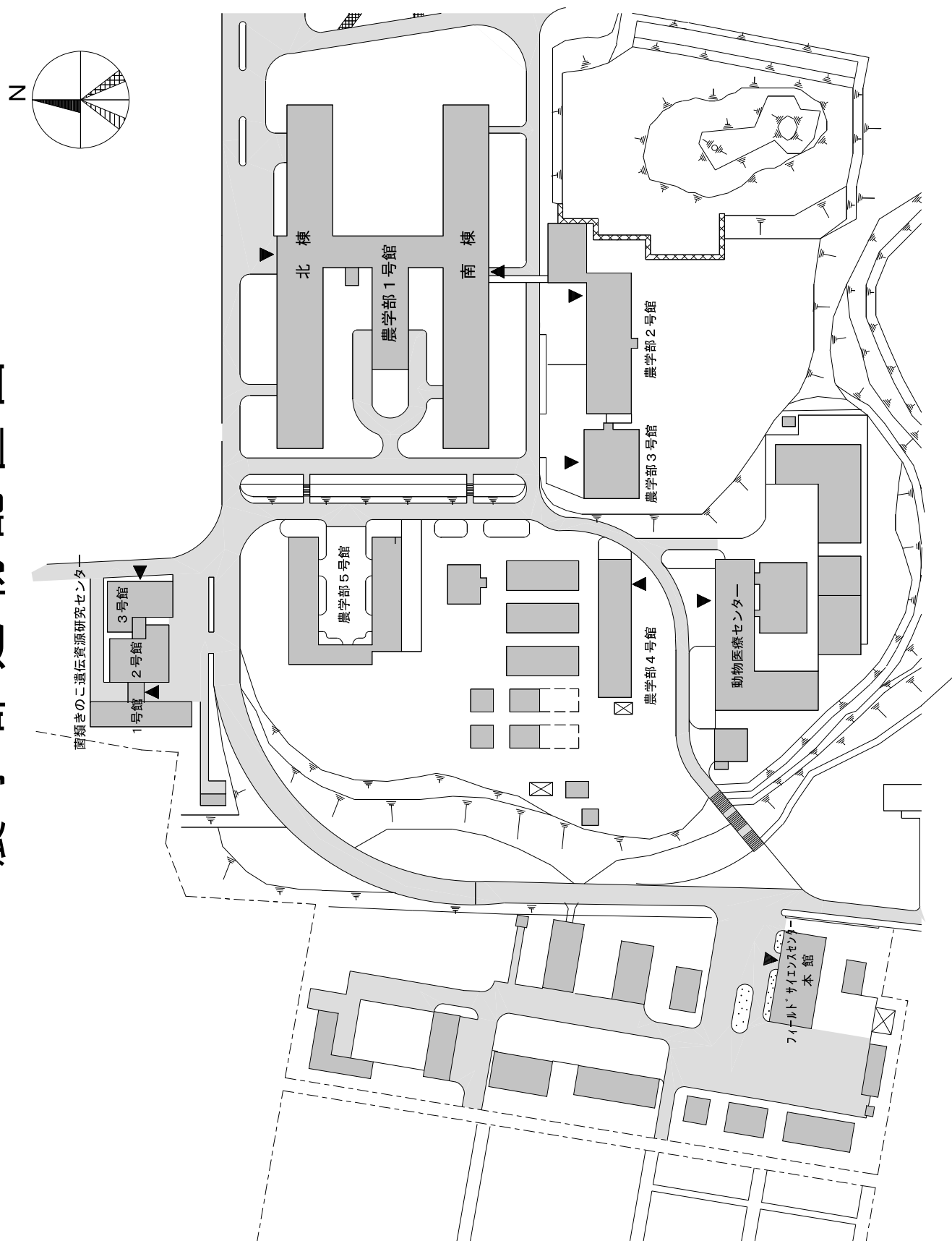
農場

農場

共通教育棟平面図

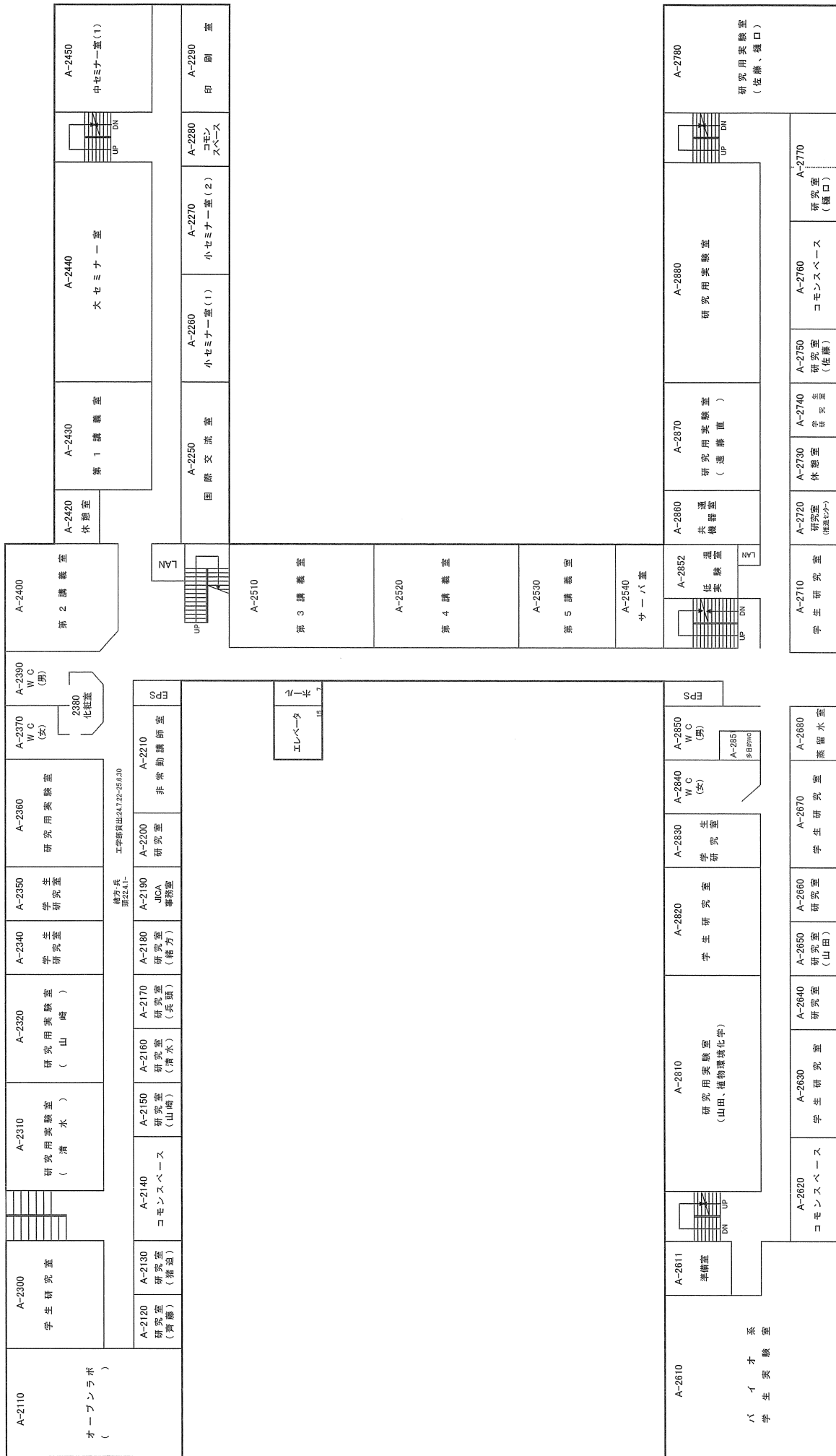


農学部建物配置図



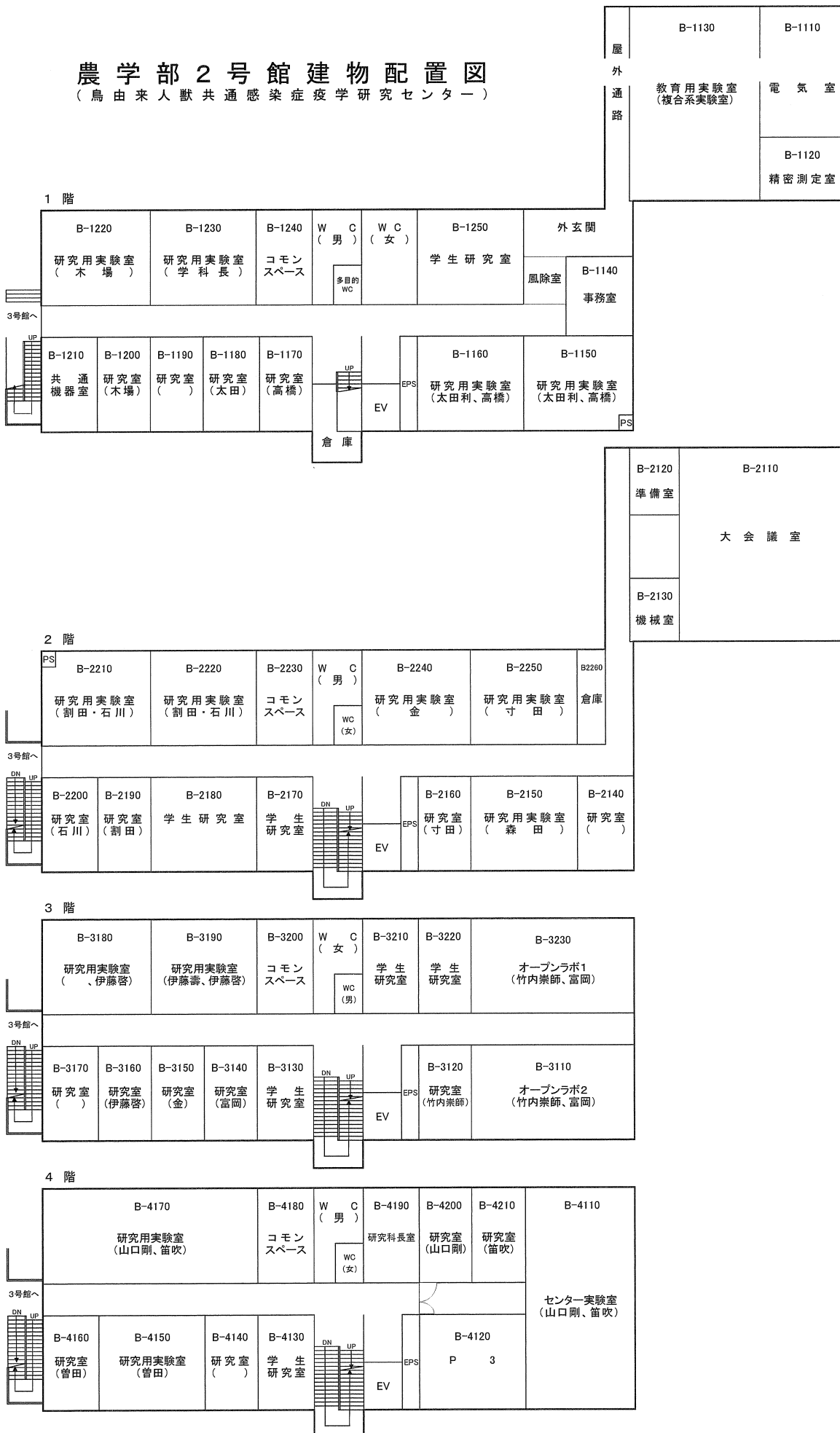
題



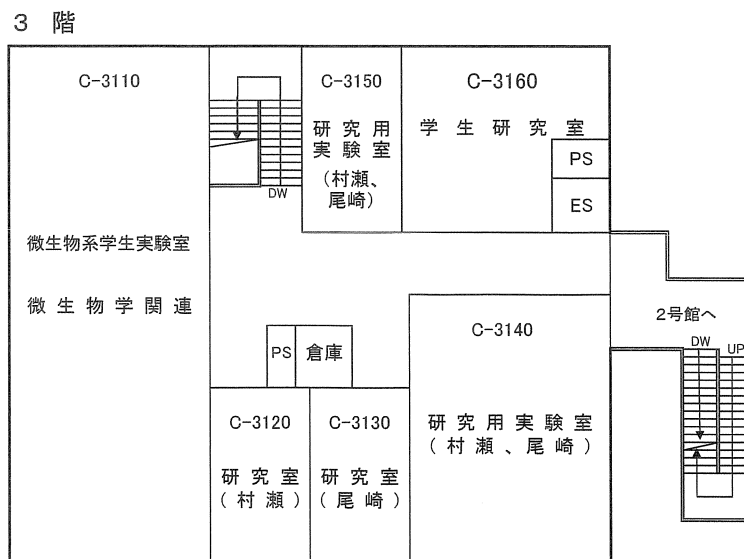
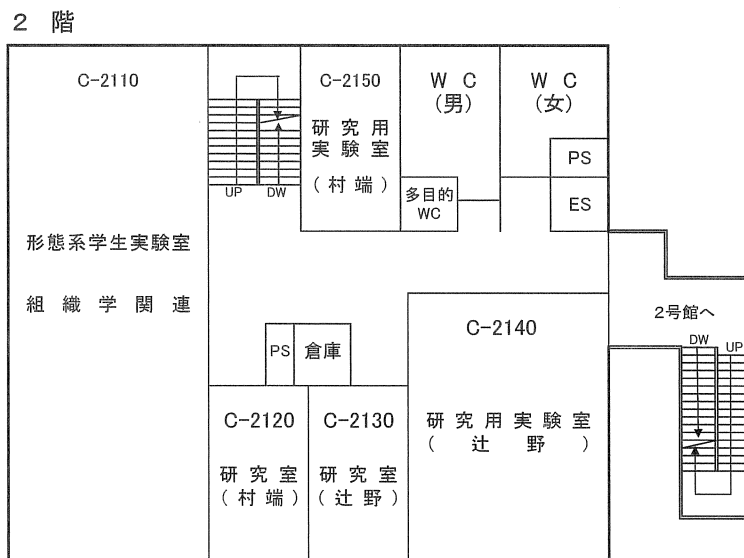
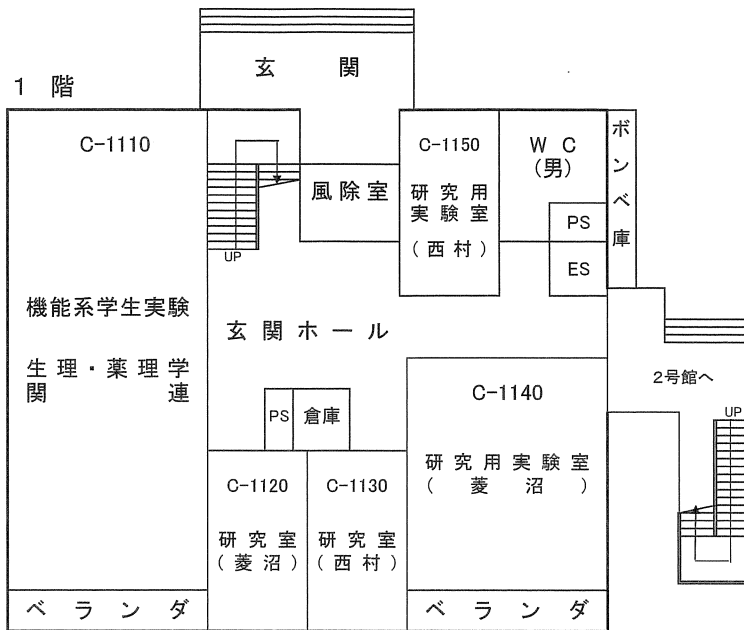


[illegible]

農学部2号館建物配置図 (鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター)



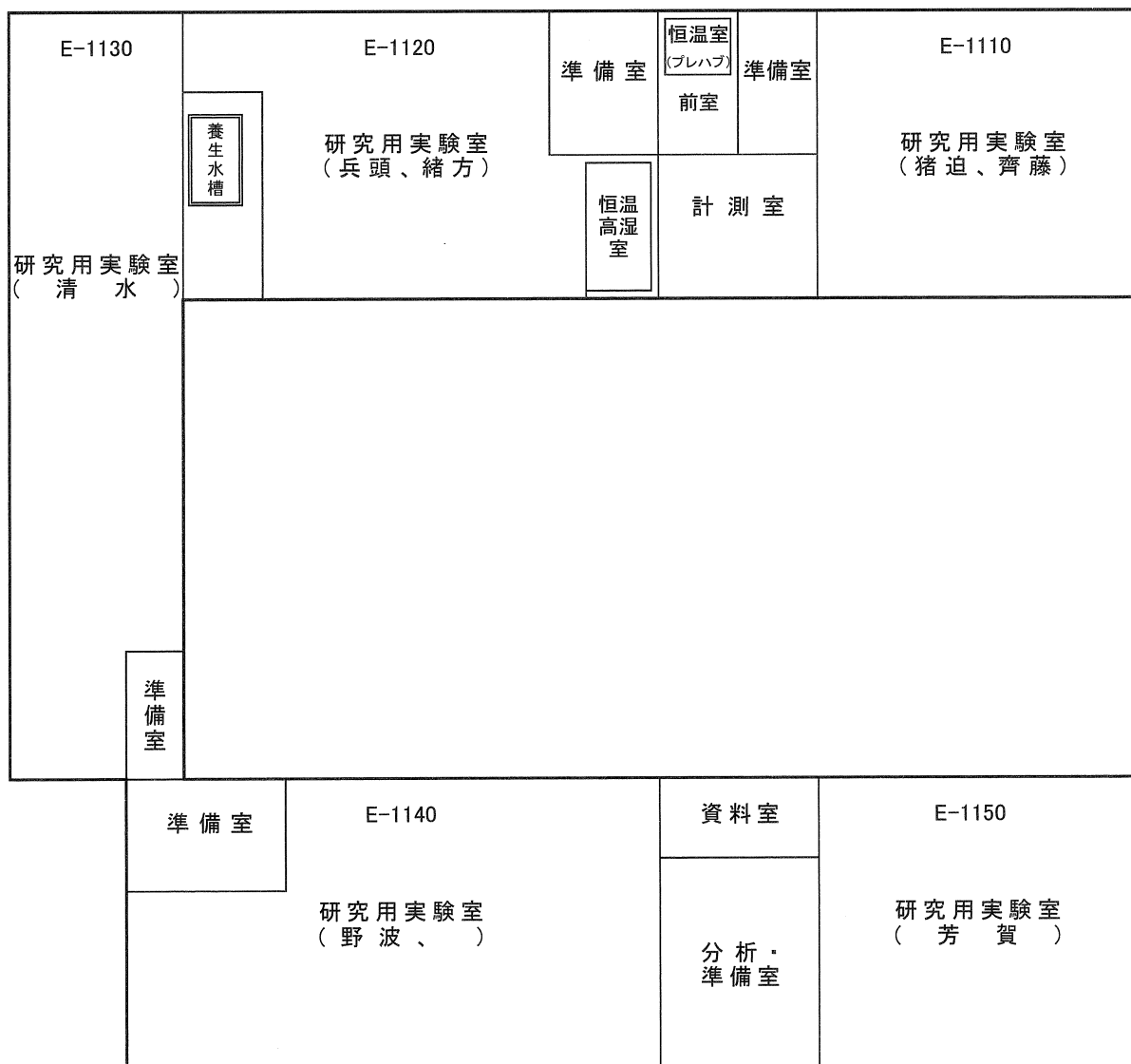
農学部3号館建物配置図



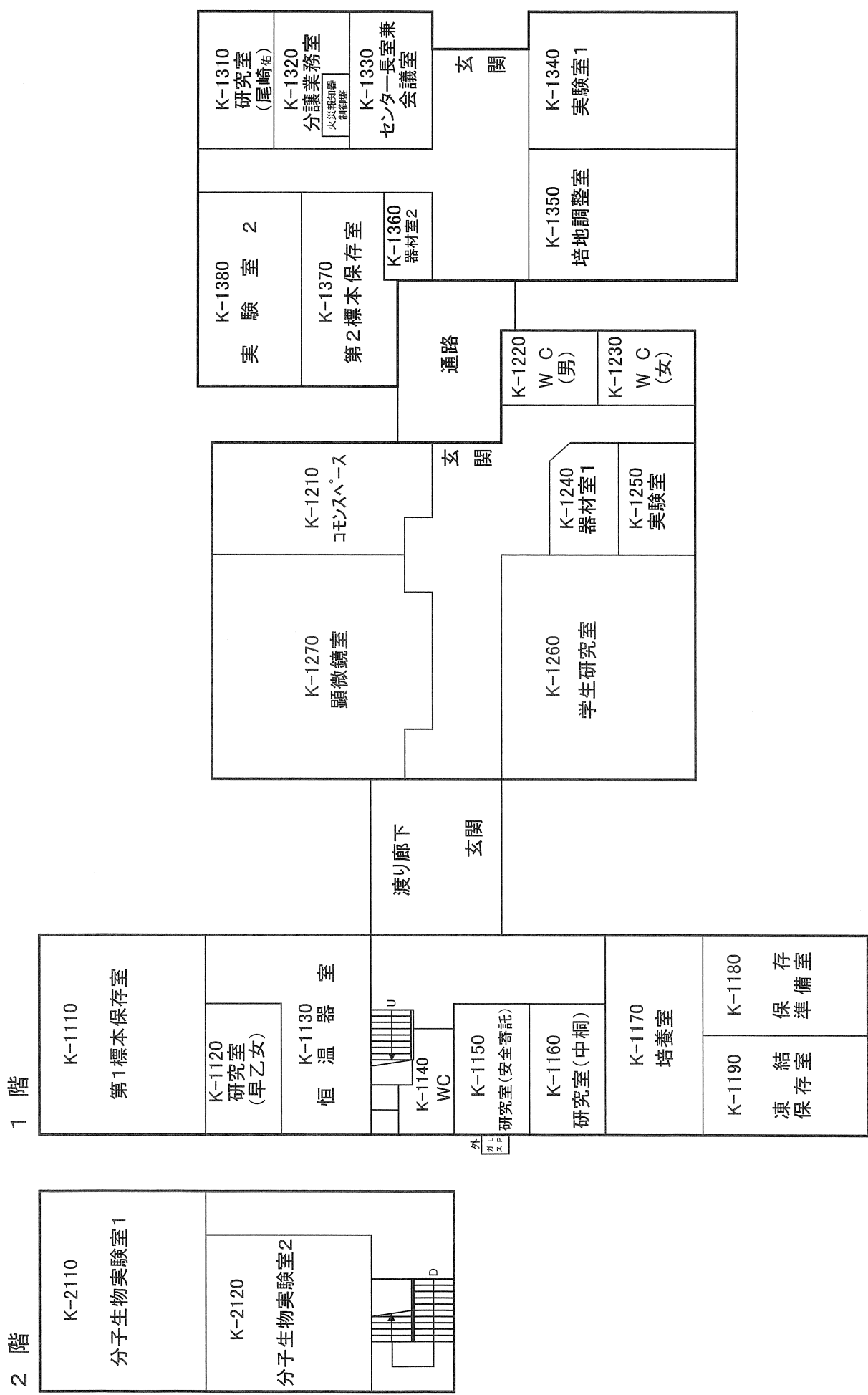
農学部4号館建物配置図



農学部5号館建物配置図



菌類きのこ遺伝資源研究センター建物配置図



フィールドサイエンスセンター本館配置図

1 階

H-1160 女 子 更 衣 室	H-1150 湯 沸 室 休 憩 室	H-1140 事 務 ・ 技 術 職 員 室	H-1130 物 置	H-1110 W.C (女)	
			H-1120 W.C		
H-1170 男 子 更 衣 室	H-1180 化 学 実 験 室	H-1190 セ ン ター 長 室	H-1200 技 術 相 談 室	H-1210 倉 庫	H-1220 W.C (男)

2 階

H-2160 学生研究室		H-2110 研究室 (木戸)
H-2150 コモンスペース	H-2140 研究室 (近藤)	H-2130 研究室 (野波)

動物医療センター配置図

1 階

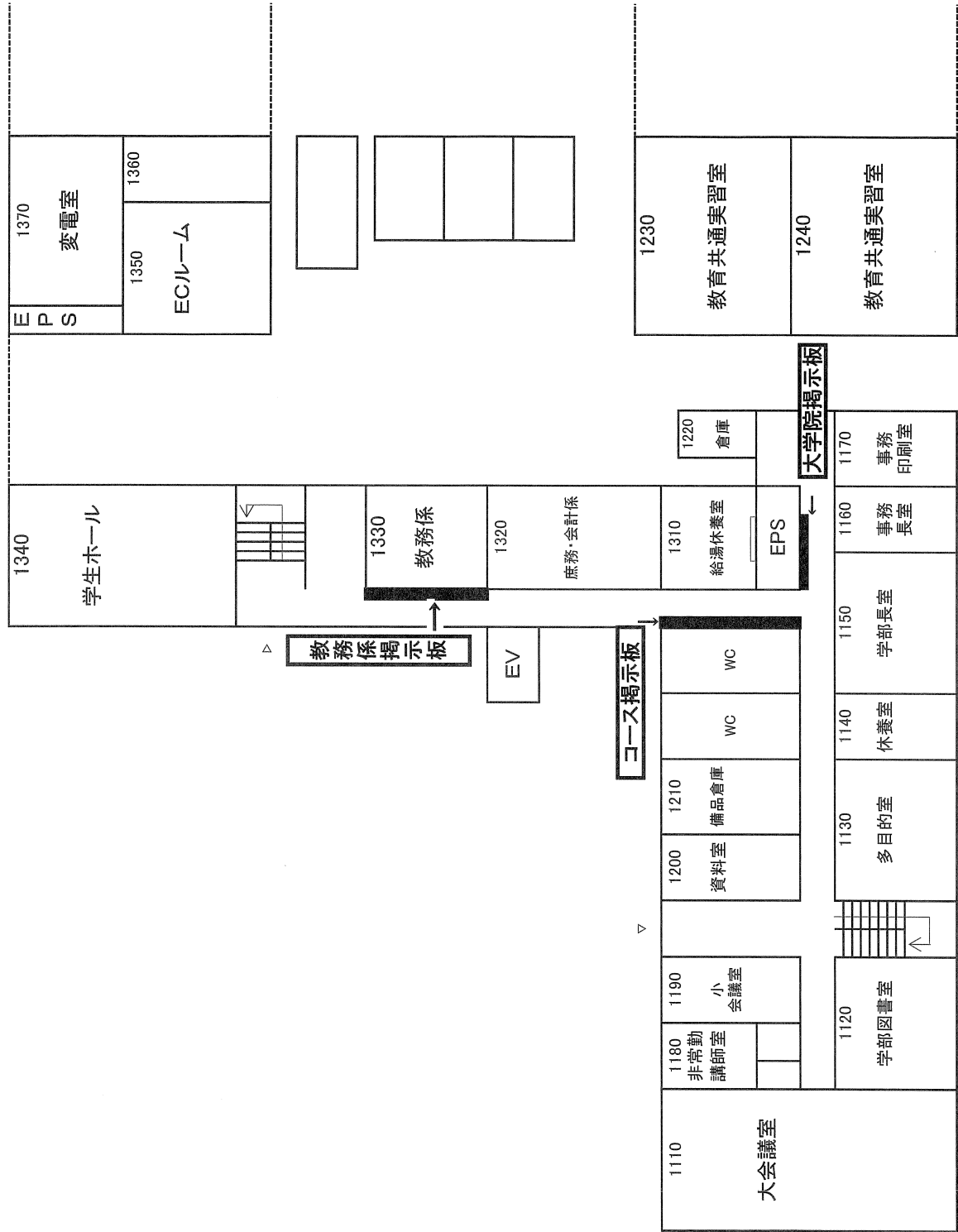
The floor plan is divided into several main sections:

- Top Left:** Research rooms (研究室) and laboratory (実験室) including G-1300, G-1330, G-1320, G-1340, and G-1310.
- Top Center:** Laboratory (実験室) including G-1220, G-1210, G-1190, G-1200, G-1170, G-1180, G-1230, G-1240, G-1250, G-1180, G-1150, G-1140, G-1120, G-1100, G-1090, G-1080, G-1070, G-1060, G-1050, G-1040, G-1030, G-1020, G-1010a, G-1010b, G-1010c, G-1010d, G-1010e, G-1010f, G-1010g, G-1010h, G-1010i, G-1010j, G-1010k, G-1010l, G-1010m, G-1010n, G-1010o, G-1010p, G-1010q, G-1010r, G-1010s, G-1010t, G-1010u, G-1010v, G-1010w, G-1010x, G-1010y, G-1010z.
- Top Right:** Laboratory (実験室) including G-1010a, G-1010b, G-1010c, G-1010d, G-1010e, G-1010f, G-1010g, G-1010h, G-1010i, G-1010j, G-1010k, G-1010l, G-1010m, G-1010n, G-1010o, G-1010p, G-1010q, G-1010r, G-1010s, G-1010t, G-1010u, G-1010v, G-1010w, G-1010x, G-1010y, G-1010z.
- Center:** Laboratory (実験室) including G-1080, G-1070, G-1060, G-1050, G-1040, G-1030, G-1020, G-1010a, G-1010b, G-1010c, G-1010d, G-1010e, G-1010f, G-1010g, G-1010h, G-1010i, G-1010j, G-1010k, G-1010l, G-1010m, G-1010n, G-1010o, G-1010p, G-1010q, G-1010r, G-1010s, G-1010t, G-1010u, G-1010v, G-1010w, G-1010x, G-1010y, G-1010z.
- Bottom Left:** Laboratory (実験室) including G-1270, G-1280, G-1290, G-1240, G-1250, G-1180, G-1150, G-1140, G-1120, G-1100, G-1090, G-1080, G-1070, G-1060, G-1050, G-1040, G-1030, G-1020, G-1010a, G-1010b, G-1010c, G-1010d, G-1010e, G-1010f, G-1010g, G-1010h, G-1010i, G-1010j, G-1010k, G-1010l, G-1010m, G-1010n, G-1010o, G-1010p, G-1010q, G-1010r, G-1010s, G-1010t, G-1010u, G-1010v, G-1010w, G-1010x, G-1010y, G-1010z.
- Bottom Center:** Laboratory (実験室) including G-1540, G-1550, G-1560, G-1570, G-1580, G-1590, G-1540, G-1550, G-1560, G-1570, G-1580, G-1590.
- Bottom Right:** Laboratory (実験室) including G-1460, G-1450, G-1440, G-1430, G-1420, G-1410, G-1470, G-1480, G-1490, G-1500, G-1510, G-1520, G-1530, G-1540, G-1550, G-1560, G-1570, G-1580, G-1590.

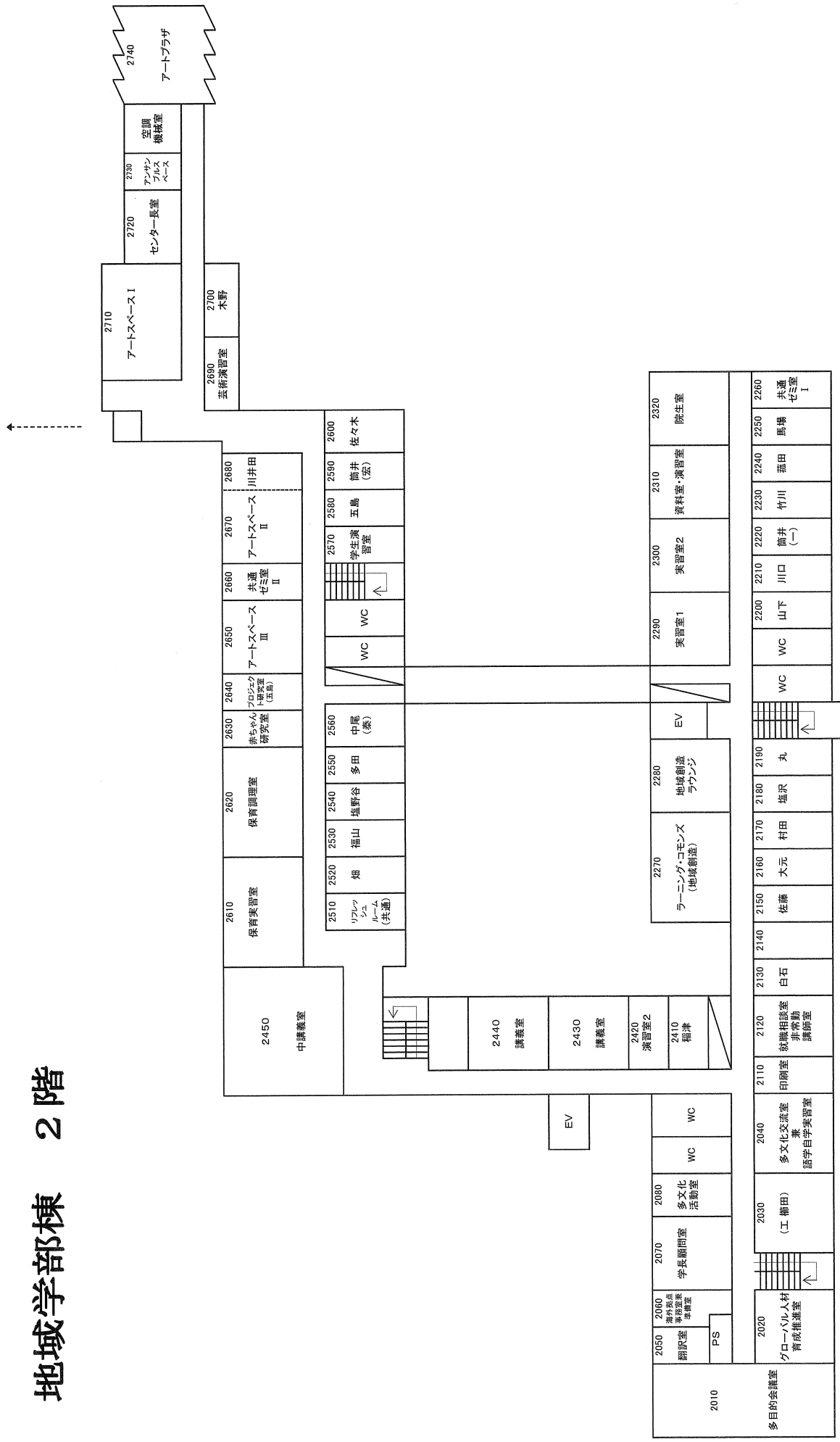
2 階

G-2060	G-2050	G-2040	G-2030	G-2020	G-2010	G-2190				
研究用実験室 (大崎 哲)	研究用実験室 (山下 隆)	コモンスペース	研究用実験室 (伊藤典、横江 隆)	研究用実験室 (大崎 哲)	研究用実験室 (大崎 哲、天羽 博)	W (男) C (女) W (女)				
G-2170	G-2160	G-2150	G-2140	G-2130	G-2120	G-2110	G-2100	G-2090	G-2080	G-2070
研究用実験室 (大崎 哲)	研究室 (山下 隆)	研究室 (大崎 哲)	研究室 (横江 隆)	更衣室 (大崎 哲、天羽 博)	研究室 (伊藤典)	研究室 (大崎 哲)	学生研究室	学生研究室	学生研究室	研究室 (大崎 哲)
				階段室						

地域学部棟 1階



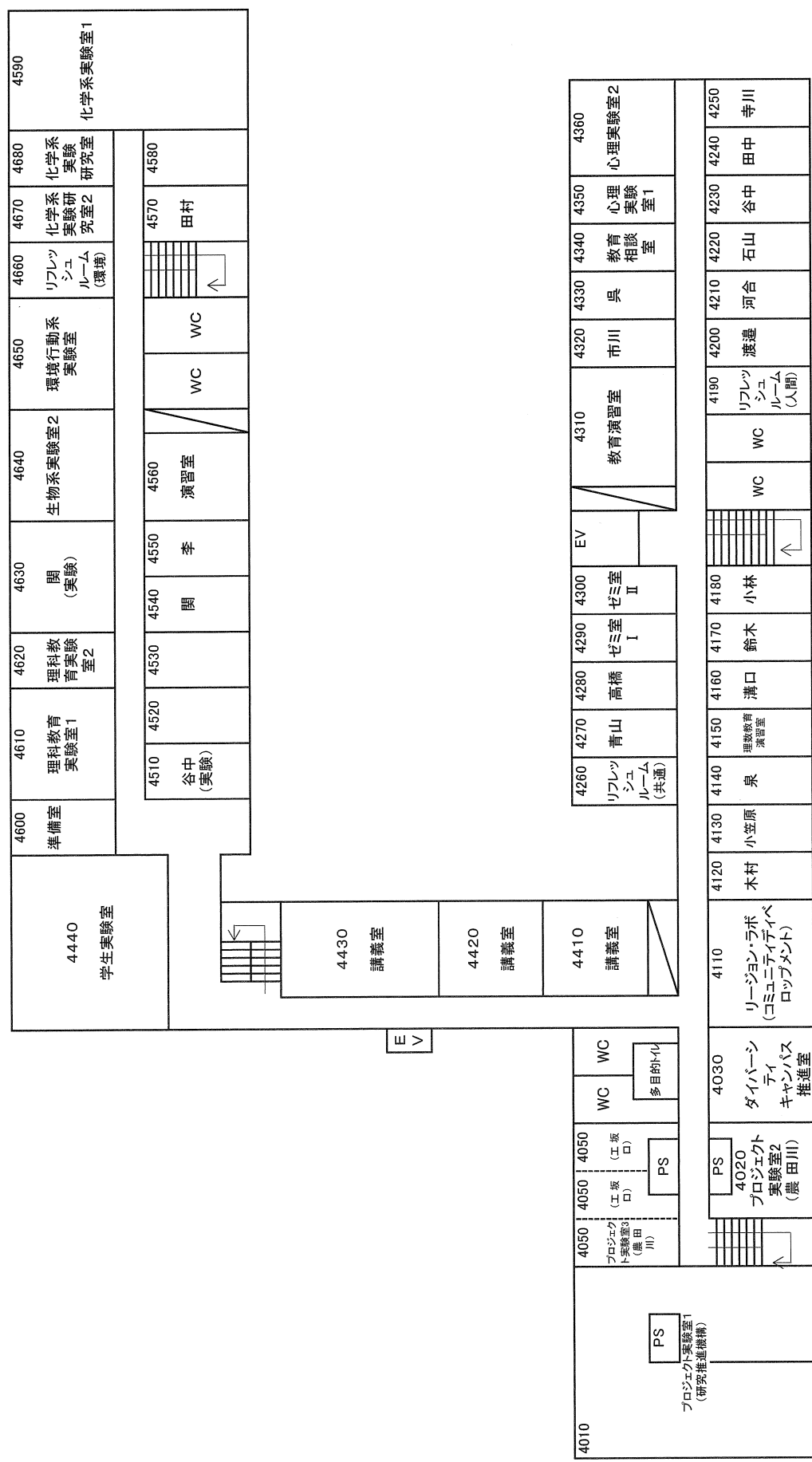
地域学部棟 2階



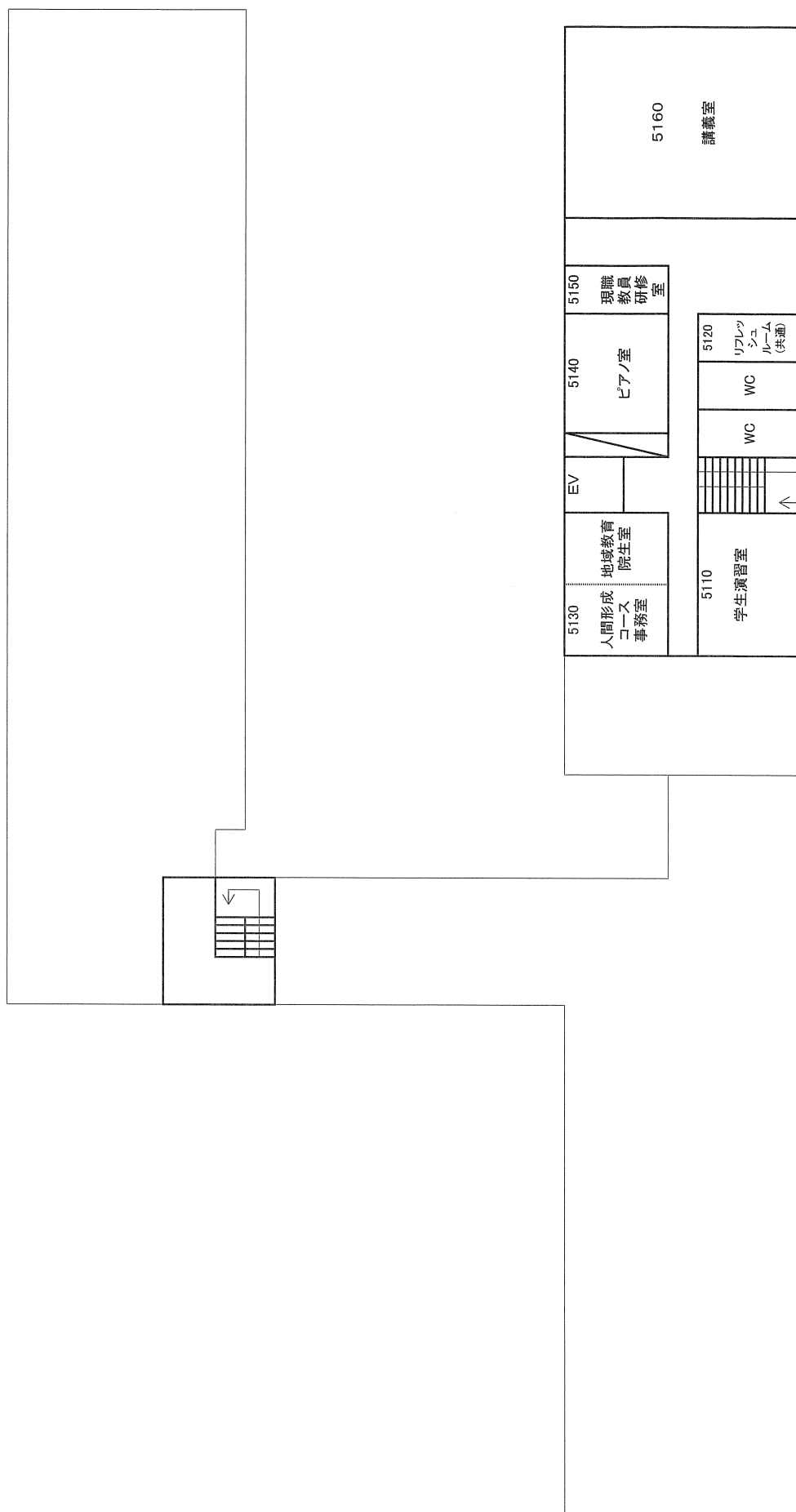
35

[illegible]

地域学部棟 4階



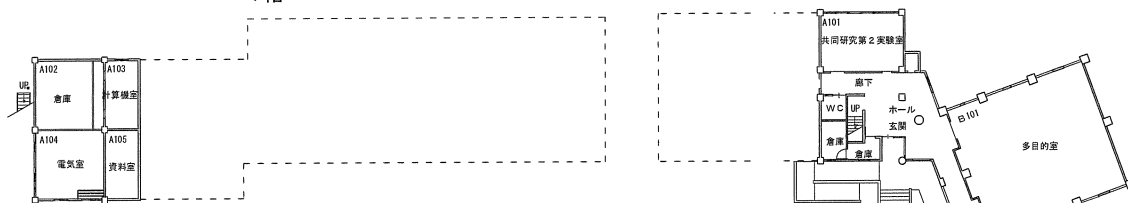
地域学部棟 5階



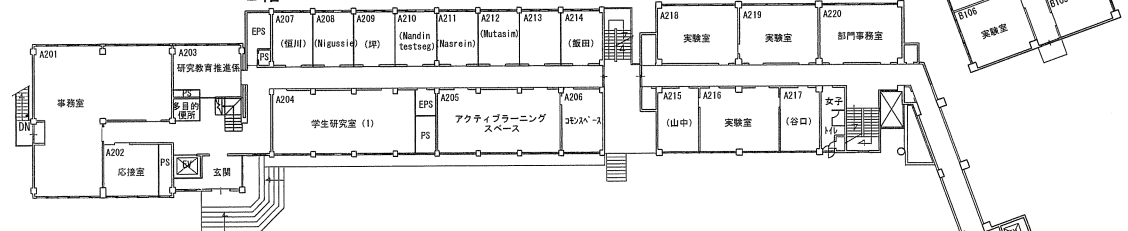
浜坂キャンパス（乾燥地研究センター）配置図

本館・新館・国際共同研究棟

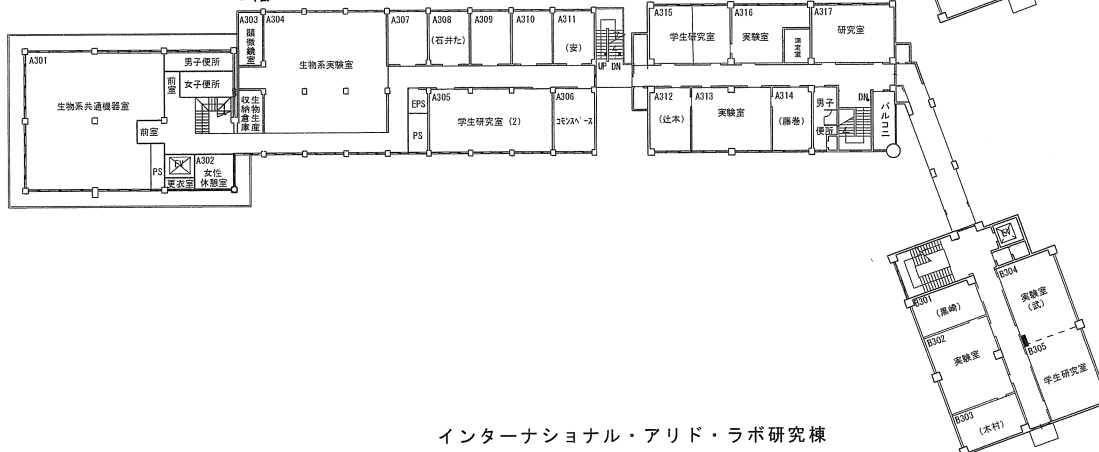
1 階



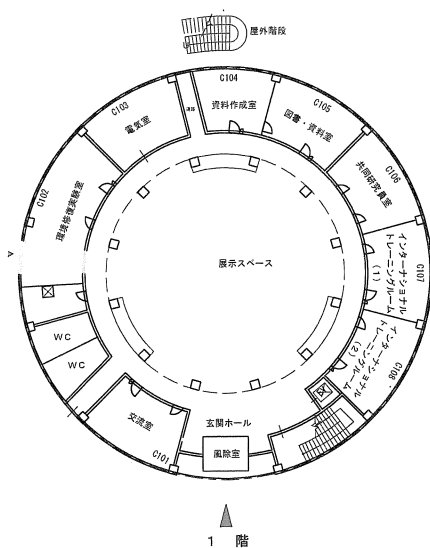
2 階



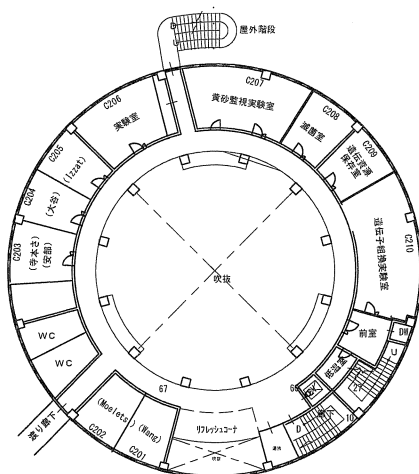
3 階



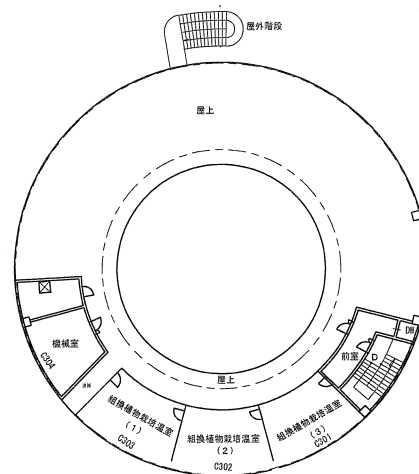
インターナショナル・アリド・ラボ研究棟



1 階



2 階



3 階

棟別平面図

